

# 大治町公共下水道事業経営戦略

令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）

愛知県大治町

# 目次 (1)

## 第1章 下水道事業経営戦略策定の趣旨と位置づけ

1.1 経営戦略策定の趣旨 .....	1
1.2 経営戦略の位置づけ .....	1
1.3 計画期間 .....	1

## 第2章 事業概要

2.1 事業の現況 .....	2
2.1.1 施設の状況 .....	2
2.1.2 使用料の状況 .....	5
2.1.3 組織の状況 .....	7
2.1.4 経営の状況 .....	8
(1) 下水道使用料 .....	8
(2) 地方債 .....	9
(3) 国庫補助金と一般会計繰入金 .....	9
2.2 民間活力の活用等 .....	10
(1) 民間活用の状況 .....	10
(2) 資産活用の状況 .....	10
2.3 経営比較分析表等を活用した現状分析 .....	11
2.3.1 整理・分析の方法 .....	11
(1) 下水道事業比較経営診断表 .....	12
(2) 経営比較分析表 .....	13
2.3.2 整理・分析の結果 .....	18
(1) 普及率 .....	18
(2) 有収率 .....	18
(3) 経費回収率 .....	19
(4) 汚水処理原価 .....	19
(5) 水洗化率 .....	20
(6) 収益的収支比率 .....	20
(7) 企業債残高対事業規模比率 .....	21
2.3.3 現状と課題の整理 .....	21

## 第3章 将来の事業環境

3.1 処理区域内人口の予測 .....	22
3.1.1 本町の人口推計 .....	22
3.1.2 本町の整備計画 .....	23
3.1.3 本町の処理区域内人口の推計 .....	24
3.2 水洗化人口の推計 .....	25
3.3 使用料収入の見通し .....	26
3.4 施設の見通し .....	27
3.5 組織の見通し .....	27

## 目 次 (2)

### 第 4 章 経営の基本方針

4.1 基本方針 .....	28
----------------	----

### 第 5 章 投資・財政計画（収支計画）

5.1 投資・財政計画 .....	30
5.2 財政収支の将来予測（計算条件） .....	30
5.3 投資計画 .....	34
5.3.1 投資に関する経営目標 .....	34
5.3.2 投資試算（資本的支出） .....	34
(1) 新規事業（下水道整備） .....	35
(2) 改築更新事業（ストックマネジメント） .....	35
(3) 流域下水道建設負担金（日光川下流流域下水道事業建設負担金等） .....	35
(4) 職員給与費等（給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費） .....	35
(5) 企業債償還金 .....	36
5.3.3 投資以外の経費（収益的支出） .....	37
(1) 営業費用（管渠維持費） .....	37
(2) 営業費用（総係費 人件費） .....	37
(3) 営業費用（総係費 その他経費） .....	37
(4) 営業費用（流域下水道維持管理費負担金等） .....	38
(5) 営業費用（減価償却費） .....	38
(6) 営業外費用（支払利息） .....	38
5.4 財政計画 .....	39
5.4.1 財政に関する経営目標 .....	39
5.4.2 財源試算（資本的収入） .....	39
5.4.3 財源試算（収益的収入） .....	40
5.4.4 一般会計繰入金 .....	41
5.5 財源確保のための取り組み内容 .....	42
5.5.1 企業債に関する項目 .....	42
5.5.2 資金に関する項目 .....	43
5.5.3 使用料に関する項目 .....	44

### 第 6 章 経営戦略の事後検証、改定等

6.1 経営戦略の検証 .....	45
6.2 継続的な事業実施 .....	45

参考資料（用語集） .....	46
-----------------	----

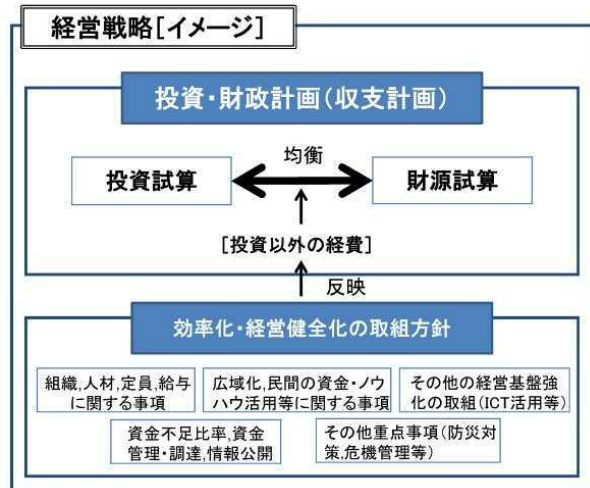
## 第1章 下水道事業経営戦略策定の趣旨と位置づけ

### 1.1 経営戦略策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行、節水機器の普及や意識の向上により、水需要および使用料収入は減少傾向にあり、下水道事業の経営を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。そのような中、平成31年3月29日付総務省通達文書『「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（総財公第45号 総財営第34号 総財準第52号）』において、将来に渡り住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が要請されています。

本町においても、町民の皆様に対し下水道サービスを安定的に継続して提供していくためには、経営基盤の強化が必要です。そこで、令和2年度（2020年度）に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計を導入しました。これにより、資産や経営状態を的確に把握することで、経営の透明化を図ることが可能となりました。

今後の経営環境の変化に適切に対応し、より一層の経営基盤の強化を図ることで、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な基本計画である「大治町公共下水道事業経営戦略」を策定するものです。



出典：公営企業の経営に当たっての留意事項について（総務省）

### 1.2 経営戦略の位置づけ

本町の下水道事業は、『大治町都市計画マスタープラン』の目指すまちづくりの基本理念や施設整備の方針と整合を図りつつ、下水道事業の整備等について計画を進めています。下水道計画のうち、『大治町公共下水道全体計画』では、長期的な施設整備方針を定めており、その下位の『日光川下流域関連大治町公共下水道事業計画』にて具体的な短期整備計画を定めています。

下水道事業経営戦略においては、今後の施設整備や維持管理等の投資計画の内容を踏まえ、必要な需要額の財源を中長期的な経営の中で適切に確保するための財政計画を定めるものです。下水道事業経営戦略で定めた財政計画は、『大治町公共下水道全体計画』等に反映し、相互に関連し合う位置付けとなります。

### 1.3 計画期間

下水道事業経営戦略の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

## 第2章 事業概要

### 2.1 事業の現況

大治町は、濃尾平野の南西部に位置し、南北に流れる一級河川の庄内川、新川と二級河川の福田川の間であり、東西 2.4km、南北 3.0km のほぼ正方形で、面積は 6.59km<sup>2</sup> です。周辺は、名古屋市中村区、中川区、あま市に囲まれ、名古屋駅まで約 5km、公共交通機関で 20 分という立地条件にあり、名古屋市のベッドタウンとして密接な関係にあります。



大治町公共下水道の下水排除方式は、下水道事業の緊急性と事業効果を勘案し分流式を採用しています。また、下水道計画区域は、行政区域面積（659ha）のうち、市街化区域の 611ha を事業対象としています。また、本町の下水道は、地域特性を考慮するとともに、下水道計画を効率的に進めていくため、「日光川下流流域下水道事業計画」の処理区域に位置付け、流域関連公共下水道として事業を実施しています。

#### 2.1.1 施設の状況

本町の下水道事業は、日光川下流流域下水道の流域関連公共下水道として実施しています。平成 15 年度に事業着手した後、平成 22 年 3 月に一部供用を開始し、住民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資するため事業の進捗に努め、令和元年度末までに 102.6ha の整備を完了し、現在も鋭意、供用区域の拡大に向け整備をすすめています。

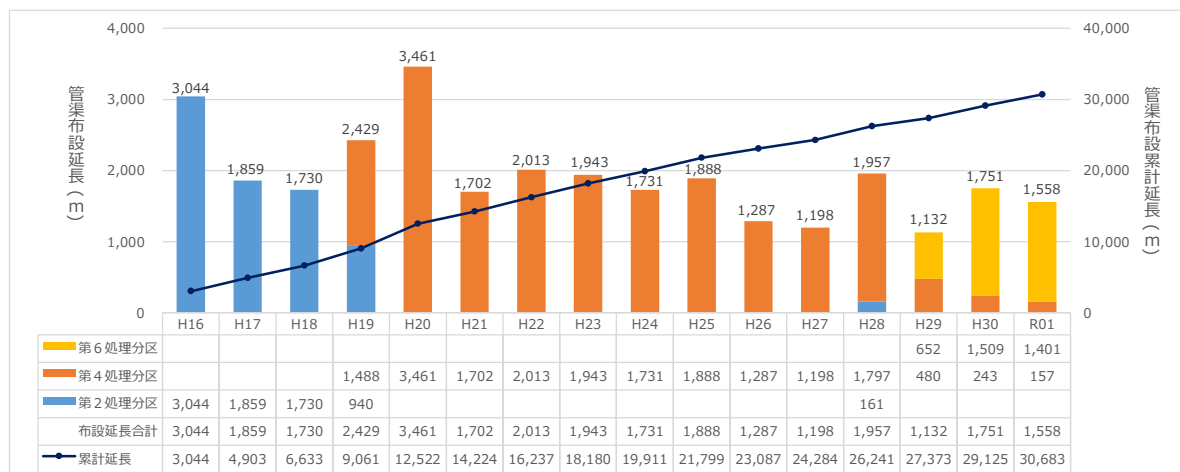


図 2.1.1 管渠布設の状況

ただ、供用を開始（平成21年度）から令和元年度末まで11年と短く、下水道普及率は20.0%（令和元年度末時点）となっており、本町の公共下水道事業は普及拡大の段階となっています。

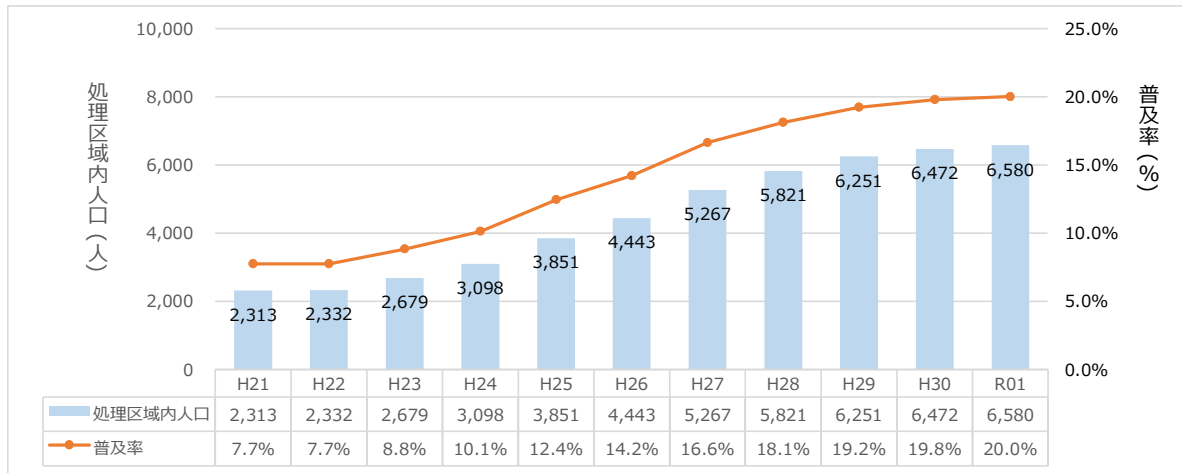


図 2.1.2 普及率の状況

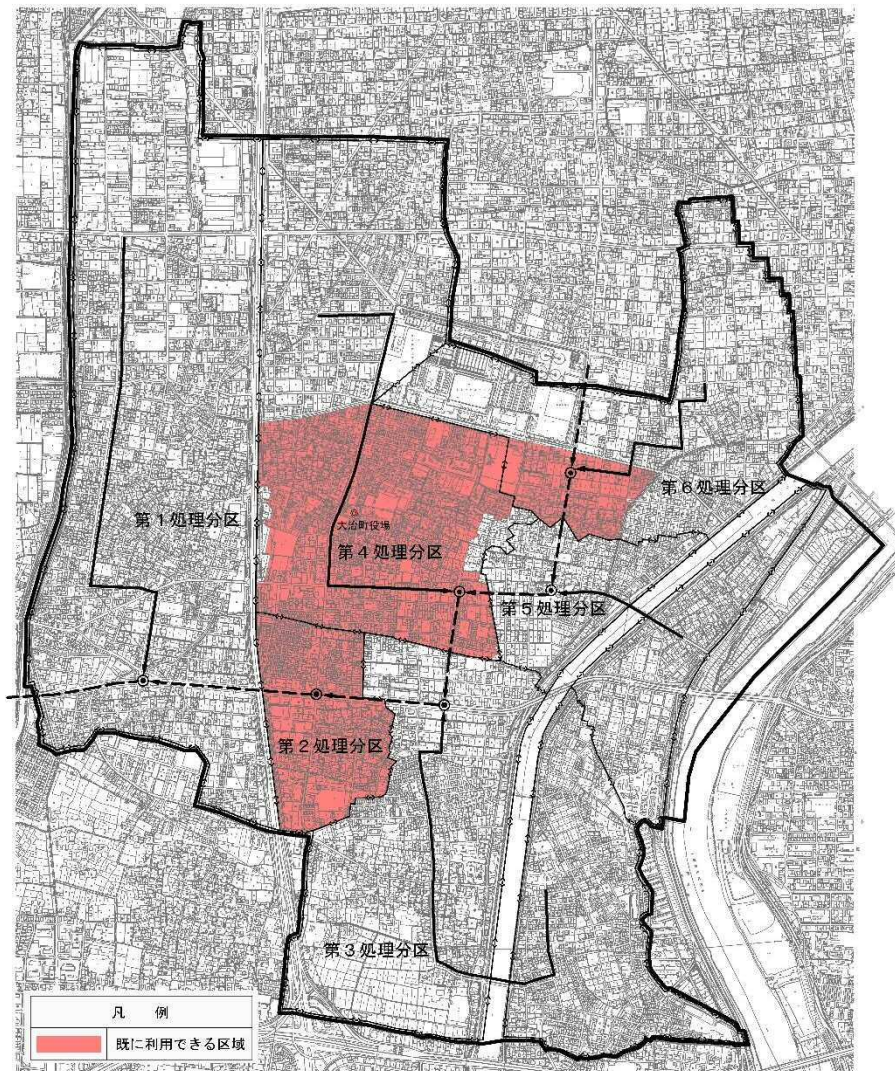


図 2.1.3 供用開始区域図

また、本町の公共下水道から排出される汚水は、愛知県が事業主体である日光川下流流域下水道（日光川下流浄化センター）で処理されています。



都市名	処理区域 (ha)	処理人口 (人)	処理水量 (m <sup>3</sup> /日)
津島市	1,330	64,900	32,800
愛西市	856	45,800	22,200
弥富市	867	33,900	16,700
あま市	1,673	85,900	44,200
大治町	611	31,500	18,900
蟹江町	669	36,500	19,000
計	6,006	298,500	153,800

※：日光川下流流域下水道の全体計画値

図 2.1.4 日光川流域下水道の概要

このため、本町の下水道施設は管路施設のみとなります。

表 2.1.1 施設の状況

供用開始年度 (供用開始後年数) ※1	平成 21 年度に供用開始 (供用後 11 年経過)	法の適用区分	令和 2 年 4 月 1 日に 法適用 (一部適用)
処理区域内人口密度 ※2	6,885.11 人/km <sup>2</sup>	流域下水道への 接続の有無	日光川下流流域下水道 へ接続
処理区数	1 処理区 (6 処理分区) (H27 に『汚水処理施設適正化構想』を検討し、当初計画の 1 処理区が最適との結果)		
処理場数	流域関連公共下水道のため、処理場は無い (愛知県の日光川下流浄化センターで汚水処理を実施)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	愛知県が中心となり、県内市町村との広域化・共同化事業の検討を実施		

※1：令和元年度末時点      ※2：令和元年度決算統計（10 表）より算出

## 2.1.2 使用料の状況

本町の下水道使用料は、供用開始の平成21年度以来、表2.1.2に示す使用料体系により運営を行っています。使用料体系は、排出量に応じた二部使用料制（基本使用料制と従量使用料制）を併置する体系としています。

表 2.1.2 本町の下水道使用料体系（税込み）

区分	基本使用料（1使用月につき）		従量使用料（1使用月につき）	
	排出量	使用料	排出量	金額（1m <sup>3</sup> につき）
一般用	10m <sup>3</sup> 以下	1,210円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 以下	121円
			20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> 以下	132円
			30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> 以下	165円
			50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	198円
			100m <sup>3</sup> を超え 300m <sup>3</sup> 以下	231円
			300m <sup>3</sup> を超えるもの	264円

出典：大治町下水道条例 別表（第16条関係）

令和元年度の1か月当たりの下水道使用料（税抜き）は、図2.1.5に示す通り2,200円/20m<sup>3</sup>となっており、国が最低限行うべき経営努力として求めている使用料額の3,000円/20m<sup>3</sup>を下回っています。さらに、類型団体（12団体）の平均値2,563円/20m<sup>3</sup>と比べても低い使用料設定となっています。

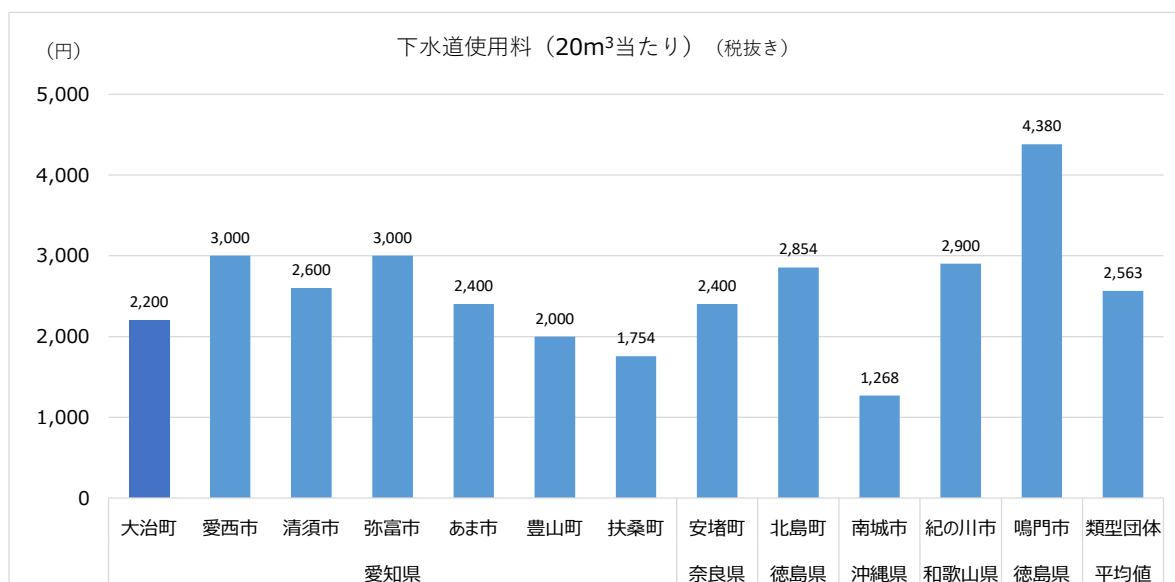


図 2.1.5 類型団体との下水道使用料の比較



また、本町の実質的な使用料（使用料収入÷年間有収水量）は、150 円/m<sup>3</sup> 程度で推移しており、全国の平均値よりは高いものの、類型団体の平均値より 14 円/m<sup>3</sup> 程度低くなっています。

表 2.1.3 本町における実質的な使用料の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度 <sup>※1</sup>	4 か年平均
実質的な使用料 (円/m <sup>3</sup> )	147.43	150.45	150.21	149.57	124.39	149.50
実質的な使用料 (円/20m <sup>3</sup> )	2,949	3,009	3,004	2,991	2,488	2,990
類型団体の平均値 (円/m <sup>3</sup> )	157.27	160.13	159.84	176.77	※2	163.50
全国の平均値 (円/m <sup>3</sup> )	137.65	137.88	138.12	137.95	※2	137.90

出典：決算統計（10 表、26 表）、下水道事業比較経営診断表

※1：令和元年度の料金収入は、公営企業会計への移行により 3 月分の使用料が計上されないため少なくなっています

※2：令和元年度版の下水道事業比較経営診断表は現時点で未公表のため記載していません

本町の使用料について整理すると、表 2.1.4 の通りとなります。

これによると、「実質的な使用料」は 3,000 円/20m<sup>3</sup> 程度となり、「条例上の使用料」の 2,200 円/20m<sup>3</sup> より高くなっています。このため、「使用料収入の増大」もしくは「不明水の削減」等の対策を行い、「条例上の使用料」と「実質的な使用料」の乖離を少なくしていくよう取り組んでいきます。

表 2.1.4 使用料の状況

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の使用料は、供用開始以降 2,200 円/20m <sup>3</sup> のままとしています。 供用開始当初は、下水道に排出される汚水量が少量なため、汚水処理に要する経費の全てを使用料対象経費とすると、使用料が著しく高額になってしまいます。そのため、暫定的に汚水処理に要する経費（維持管理費の 89%）を使用料対象経費としています。 既に供用開始から 11 年が経過していること、及び、令和 2 年度からは公営企業会計を適用していることから、維持管理等に係る費用と料金収入の推移を確認し、下水道事業が持続可能となるように、料金改定の必要性の判断を行っていく予定です。					
業務用使用料体系の 概要・考え方	設定していません					
その他の使用料体系の 概要・考え方	設定していません					
条例上の使用料 (20m <sup>3</sup> あたり)	令和 01 年度	2,200 円	実質的な使用料 <sup>※1</sup> (20m <sup>3</sup> あたり)	令和 01 年度	2,488 円	
	平成 30 年度	2,200 円		平成 30 年度	2,991 円	
	平成 29 年度	2,200 円		平成 29 年度	3,004 円	

※1：令和元年度は法適用移行前年度で、3 月分の使用料が計上されないため低く算定されています

### 2.1.3 組織の状況

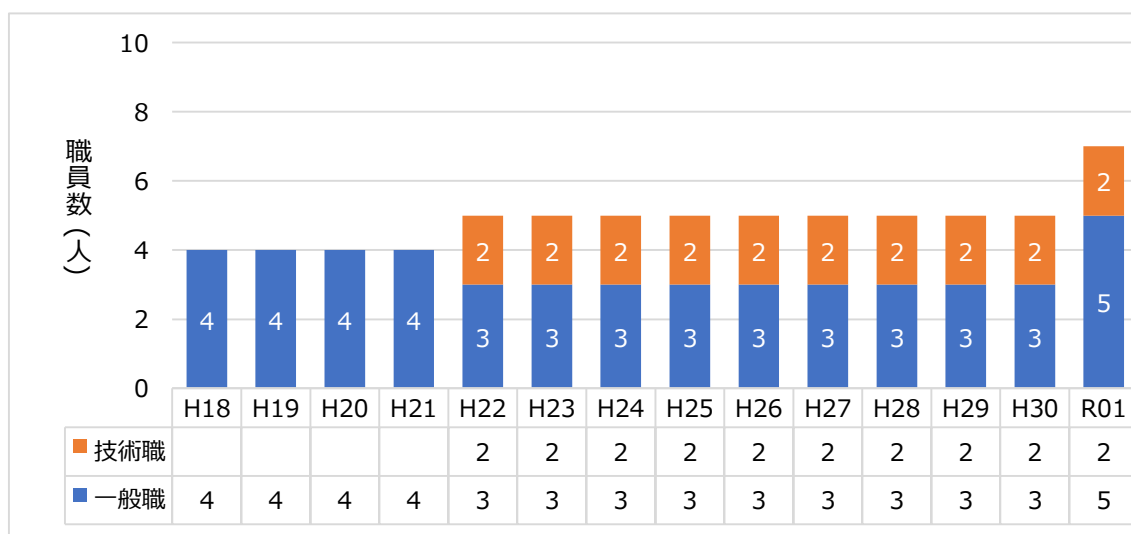
本町の下水道組織は、平成 18 年度に下水道課が発足して以降、組織体系を事業内容に準じて変更しながら事業運営を行ってきています。

令和 2 年度に公営企業へ移行し、現在の下水道課は、下水道係と工務係の 2 係で構成しています。

下水道課の人員数は、発足当初は 4 名であったものが、施設整備や維持管理の業務が多くなってきていることから、現在は 7 名体制で事業運営を行っています。



図 2.1.6 組織図



※H25～H28 は都市整備課における下水道部門職員数

図 2.1.7 下水道課職員数の推移

表 2.1.5 組織の状況

職員数	<p>下水道事業の開始当初は4名であったものの、施設整備や維持管理業務も増えてきており、現在は 7 名体制で事業を実施しています。</p> <p>今後においても、現状維持の 7 名体制で事業実施に取り組んでいく予定です。</p>
事業運営組織	<p>平成 28 年度までは都市整備課において下水道事業を運営していましたが、平成 29 年度の組織改編により下水道課が設置され、現在に至っています。</p>

2.1.4 経営の状況

(1) 下水道使用料

処理区域内人口は、平成21年度の供用開始後、順調に伸び、令和元年度末時点で6,580人に下水道の提供ができる状況となっています。

整備を順次進めることにより、年間有収水量は確実に増加しており、それに伴い、料金収入も増加してきています。

ただし、汚水処理費に関しては、他指標のトレンドと一致していない状況です。

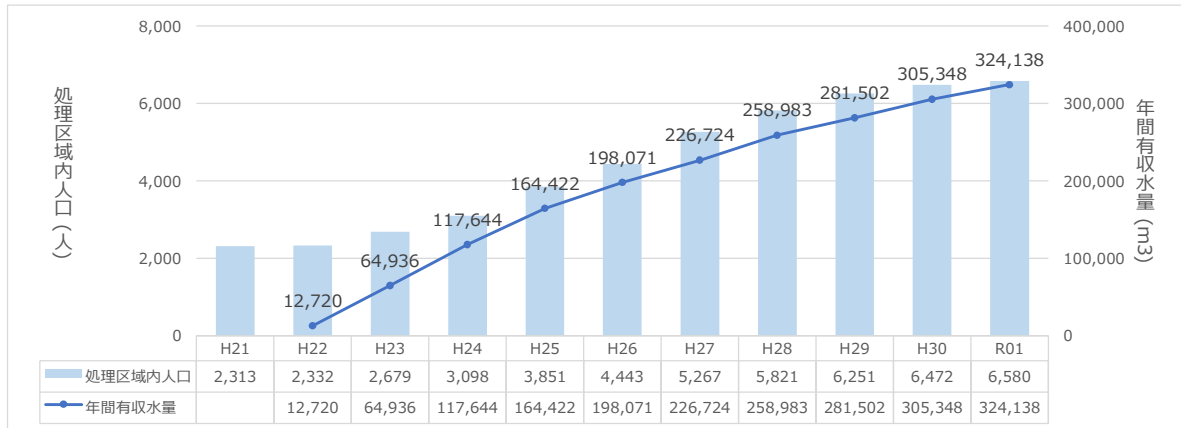
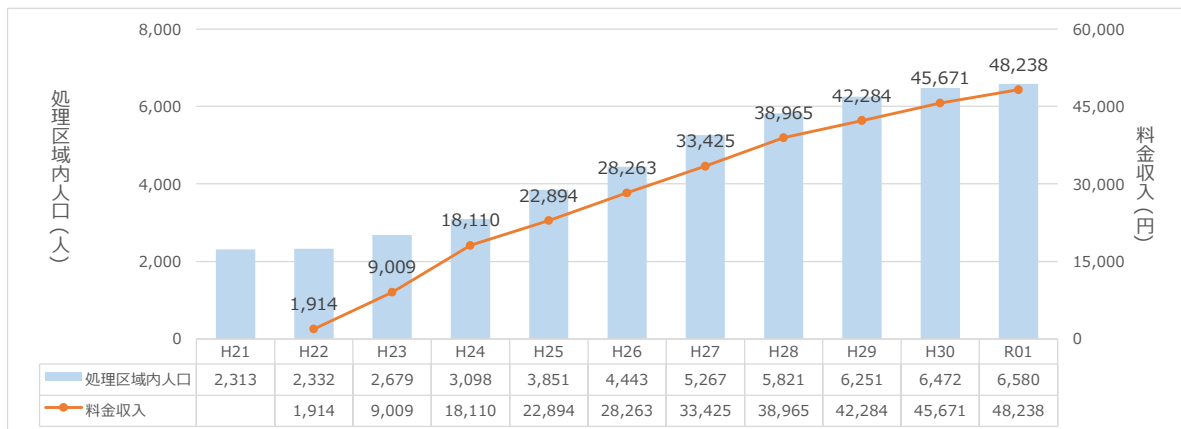


図 2.1.8 年間有収水量の推移



※令和元年度の料金収入は3月分の料金を算入した値

図 2.1.9 料金収入の推移

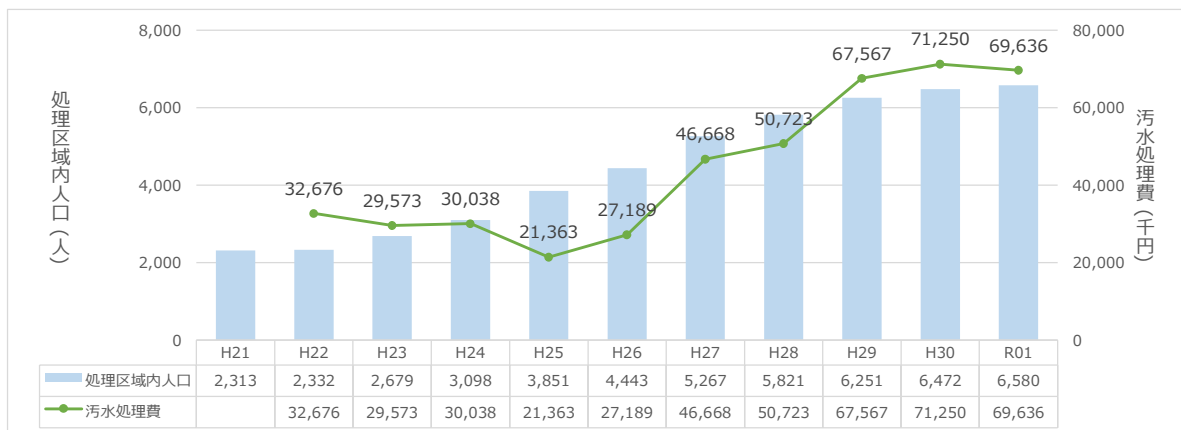


図 2.1.10 汚水処理費の推移

## (2) 地方債

地方債について、供用開始前の平成20年度までは地方債を多く借り入れていましたが、供用開始の平成21年度以降は2億前後の借り入れで推移しています。

一方、下水道普及率の向上に向け、施設整備を実施している過程であるため、地方債残高は純増している状況となっています。

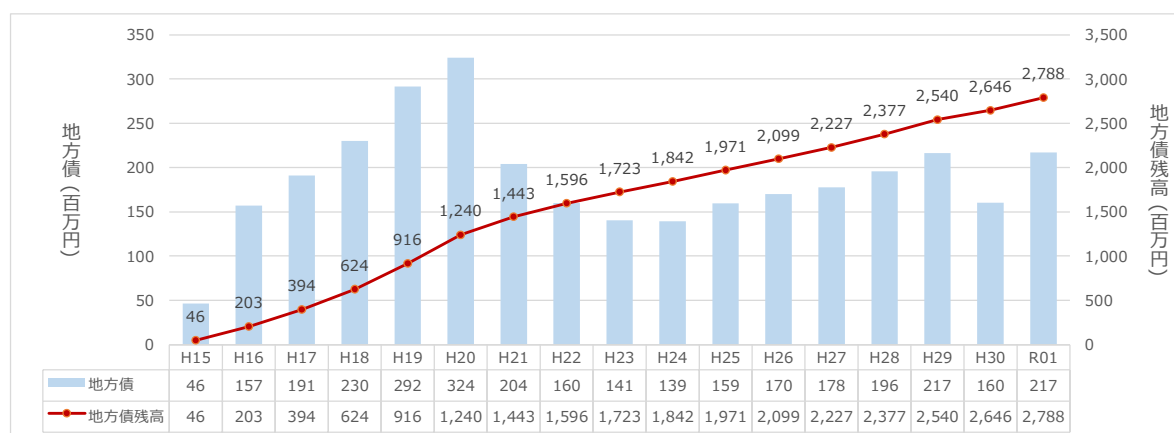


図 2.1.11 企業債の推移

## (3) 国庫補助金と一般会計繰入金

国庫補助金については、各年度の建設改良費によって増減しますが、近年では1億円程度を収入しています。

また、一般会計からは、近年、繰入金と補助金を合わせて1.5億円程度の収入を得ている状況です。ただし、令和元年度においては、公営企業会計への移行に伴い、資本費を増強するため1.8億程度の収入となっています。

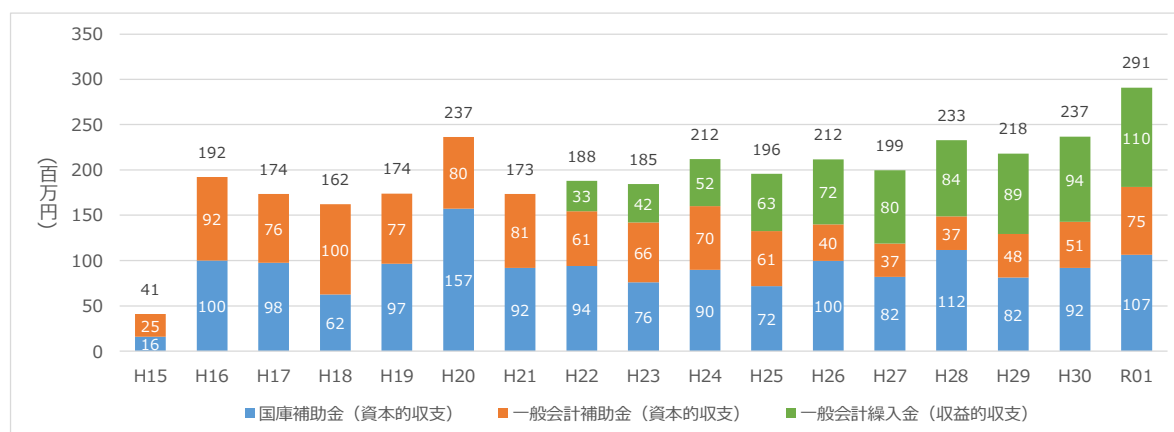


図 2.1.12 国庫補助金と一般会計繰入金の推移

## 2.2 民間活力の活用等

下水道事業は、「未普及地域の整備」や「老朽化に伴う施設の更新」など、投資に巨額の資金を必要とします。このため、投資・維持管理の双方における効率化を徹底するうえで、「適切な汚水処理施設の選択」や「施設の統廃合」「汚泥処理の共同化」「維持管理・事務の共同化」などの「広域化」や、「指定管理者制度<sup>※1</sup>」「包括的民間委託<sup>※2</sup>」「PPP<sup>※3</sup>/PFI<sup>※4</sup>方式」などの民間活力を活用することを抜本的な改革として位置づけ、検討する必要があります。

※1（指定管理者制度）：地方公共団体やその出資団体等に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度です。

※2（包括的民間委託）：業務を受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することです。

※3（PPP）：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく方法です。

※4（PFI）：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法です。

### （1）民間活用の状況

本町の水道供給は名古屋市が実施しており、料金徴収も名古屋市が行っています。下水道使用料は、水道使用量を基準としています。このため、業務の合理化・効率化を考慮し、下水道使用料の徴収業務についても、名古屋市に委託を行っています。

### （2）資産活用の状況

本町の下水道施設は、管路施設のための資産活用は実施していません。

表 2.2.1 民間活力の活用等の状況

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託）	業務の合理化・効率化を考慮し、下水道使用料の徴収業務を名古屋市に委託しています
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度の導入予定はありません
	ウ PPP・PFI	本町の施設規模が小さく、PPP・PFI の活用による財政負担の削減効果が得られにくいことから導入予定はありません
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱、下水汚泥、発電等）	小規模な管路施設のみであるため、エネルギー利用の該当施設はありません
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）	流域関連公共下水道であり、土地や建物等の施設は保有していません

## 2.3 経営比較分析表等を活用した現状分析

現状分析は、本町の下水道事業における「経営」及び「施設の状況」を表す経営指標を活用し、事業規模の類似する団体との「比較」「特徴の分析」を行い、現状の課題を的確に把握するために行います。

現状分析に使用する経営指標は、「総務省が定めるもの」及び「下水道事業の特性を十分に踏まえたもの」を用います。

### 2.3.1 整理・分析の方法

総務省が公表している経営指標には、類型団体の算出方法により「下水道事業比較経営診断表」と「経営比較分析表」の2種類があり、これら2種類においての類型団体基準が異なり、本町は「下水道事業比較経営診断表」ではDc3区分、「経営比較分析表」ではCb3区分となっています。

これらの診断表、分析表を基に、類型団体と比較することで、本町の現状について整理・分析を行います。

表 2.3.1 下水道事業比較経営診断表の類型区分指標（平成 30 年度）

	本町の各指標区分 (Dc3)	本町の値	同類型団体 <sup>※1</sup>
処理区域内人口別区分	5千人以上 1万人未満	6,472人	和歌山県 紀の川市 徳島県 鳴門市
有収水量密度別区分	2.5千m <sup>3</sup> /ha以上 5.0千m <sup>3</sup> /ha未満	3.2千m <sup>3</sup> /ha	
供用開始後年数別区分	5年以上 15年未満	10年	

※1：同類型団体は、平成 30 年度において「Dc3 区分」で「法非適用」かつ「流域関連公共下水道」の団体

表 2.3.2 経営比較分析表の類型区分指標（平成 30 年度）

	本町の各指標区分 (Cb3)	本町の値	同類型団体 <sup>※1</sup>
処理区域内 人口区分	3万人未満	6,472人	愛知県 愛西市 愛知県 清須市 愛知県 弥富市 愛知県 あま市 愛知県 豊山市 愛知県 扶桑市 奈良県 安堵町 徳島県 北島町 沖縄県 南城市
処理区域内 人口密度区分	50人/ha以上 75人/ha未満	68.85人/ha	
供用開始後 年数別区分	15年未満	10年	

※1：同類型団体は、平成 30 年度において「Cb3 区分」で「法非適用」かつ「流域関連公共下水道」の団体

本町と同類型の自治体として、平成 30 年度時点において「法非適用団体」であり、かつ「流域関連公共下水道」により事業を運営している自治体を比較対象自治体として抽出します。

(1) 下水道事業比較経営診断表

「下水道事業比較経営診断表」の経営指標（平成 30 年度）について、本町と類型団体平均及び同類型の他市を比較すると、下表の通りとなります。

表 2.3.3 経営指標の比較（下水道事業比較経営診断表）

経営指標		数値の見方 <sup>※3</sup>	本町	同類型団体平均 <sup>※4</sup>	和歌山県紀の川市	徳島県鳴門市
施設の効率性	有収率 (%)	↑	92.0	97.7	97.8	103.3
経営の健全性	経費回収率 (%)	↑	64.1	83.3	85.9	100.0
	経費回収率 <sup>※1</sup> (%)	↑	28.6	28.9	25.4	32.8
経営の効率性	汚水処理原価 <sup>※2</sup> (円/m <sup>3</sup> )	↓	523.22	593.78	654.56	603.55
投資の効率性	水洗化率 (%)	↑	44.4	44.7	59.8	38.9

※1：分流式下水道等に要する経費を控除する前の経費回収率

※2：分流式下水道等に要する経費を控除する前の汚水処理原価

※3：数値の見方の↑は数値が大きいほうが、↓は数値が小さいほうが、経営に対して有利となる

※4：同類型団体平均は、本町を含む同類型団体（3 団体）の平均

表 2.3.3 の経営指標をグラフ化すると、図 2.3.1 の通りとなります。本町の各指標は、類型団体平均を下回る結果となっています。

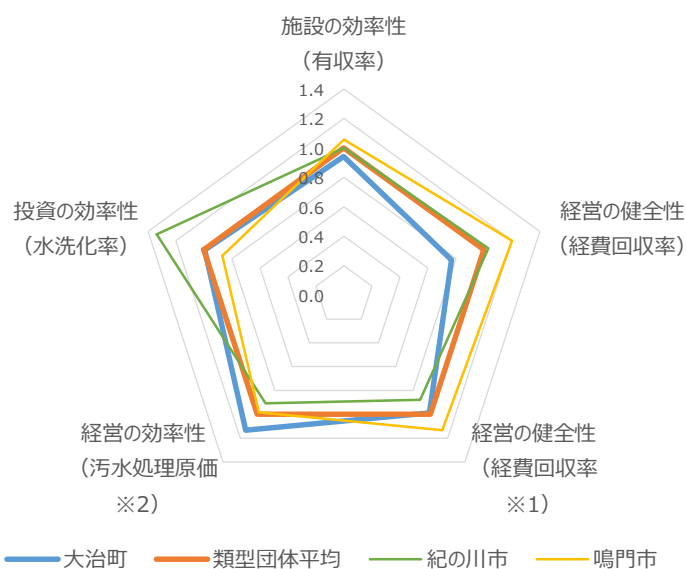


図 2.3.1 経営指標の比較（下水道事業比較経営診断表）

## (2) 経営比較分析表

「経営比較分析表」の経営指標（平成 30 年度）について、本町と類型団体平均及び同類型の他市を比較すると、表 2.3.4~5 の通りとなります。

表 2.3.4 経営指標の比較（経営比較分析表）（その1）

経営指標	数値の見方※1	本町	同類型 団体平均※2	愛知県		
				愛西市	清須市	弥富市
収益的収支比率 (%)	↑	74.02	92.16	118.52	107.10	108.88
企業債残高対 事業規模比率 (%)	↓	3,000.85	1,785.04	1,943.08	783.32	784.92
経費回収率 (%)	↑	64.10	73.36	98.84	89.97	88.29
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	↓	233.34	201.23	170.92	150.00	220.89
水洗化率 (%)	↑	44.36	57.31	60.35	63.48	45.47

表 2.3.5 経営指標の比較（経営比較分析表）（その2）

経営指標	愛知県			奈良県	徳島県	沖縄県
	あま市	豊山町	扶桑町	安堵町	北島町	南城市
収益的収支比率 (%)	58.81	94.80	90.79	75.55	114.91	78.22
企業債残高対 事業規模比率 (%)	3,956.57	438.56	916.60	850.17	—	3,391.33
経費回収率 (%)	32.47	96.15	60.55	83.58	72.26	47.40
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	403.48	150.00	150.25	155.07	228.39	150.00
水洗化率 (%)	58.74	56.63	65.32	71.13	43.51	64.12

※1：数値の見方の↑は数値が大きいほうが、↓は数値が小さいほうが、経営に対して有利となる

※2：同類型団体平均は、本町を含む同類型団体（10 団体）の平均

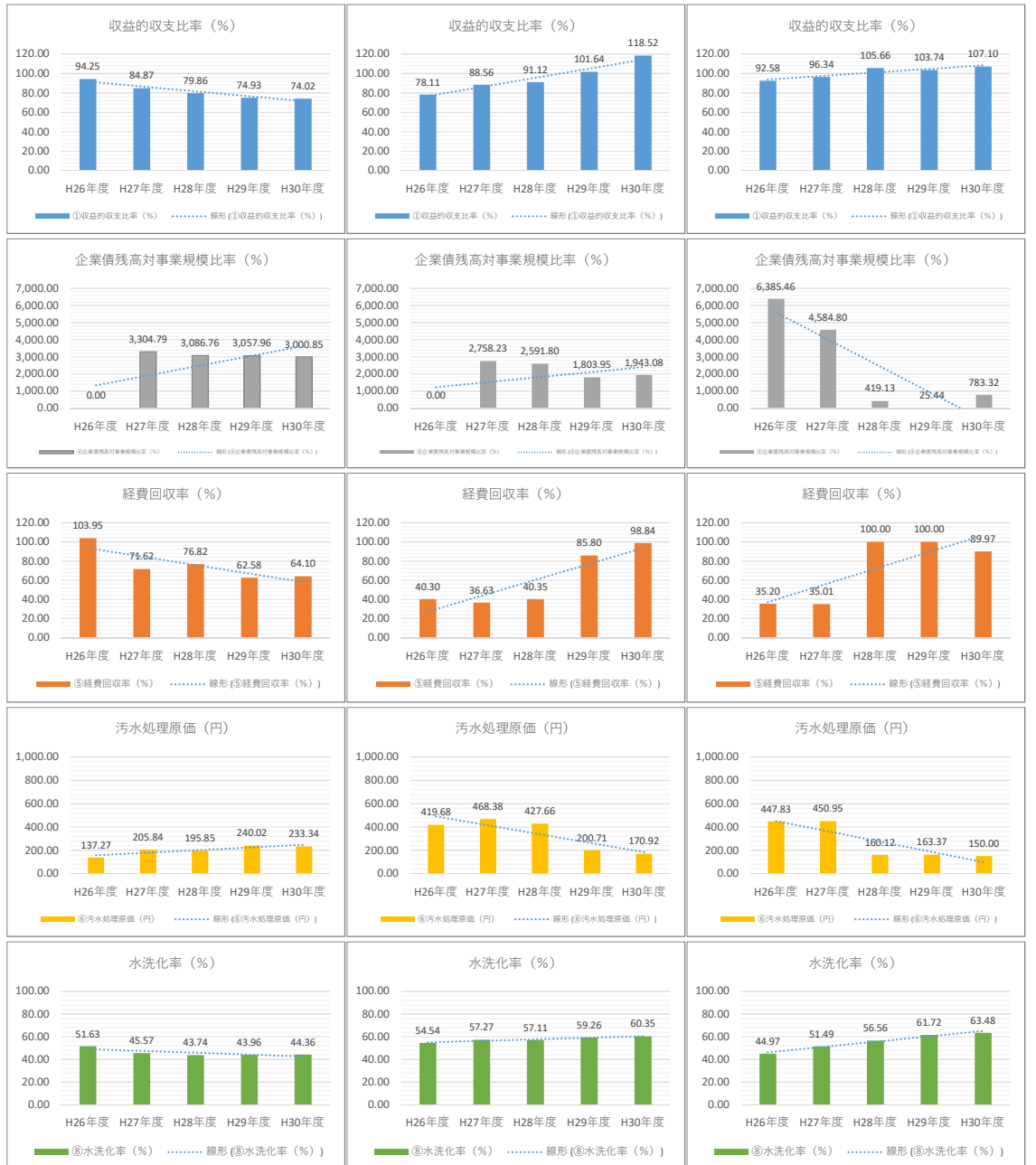


都道府県名 自治体名	愛知県 大治町	愛知県 愛西市	愛知県 清須市
建設事業開始年月日	平成16年7月10日	平成15年12月17日	平成19年10月25日
供用開始年月日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成25年3月31日
特別会計設置年月日	平成15年3月19日	平成15年3月4日	平成18年5月12日
下水道処理人口普及率（平成30年度末）	19.8%	30.3%	28.4%

経営比較分析表（平成30年度決算）による比較表

都道府県名 自治体名	愛知県 大治町					愛知県 愛西市					愛知県 清須市				
	Cb3					Cb3					Cb3				
	Ec3	Dc3				Cd3	Cc3				Cd4	Cc4	Cc3		
法の適用区分	法非適用					法非適用					法非適用				
事業年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1. 経営の健全性・効率性															
①収益的収支比率（%）	94.25	84.87	79.86	74.93	74.02	78.11	88.56	91.12	101.64	118.52	92.58	96.34	105.66	103.74	107.10
②累積欠損金比率（%）															
③流動比率（%）															
④企業債残高対事業規模比率（%）	0.00	3,304.79	3,086.76	3,057.96	3,000.85	0.00	2,758.23	2,591.80	1,803.95	1,943.08	6,385.46	4,584.80	419.13	25.44	783.32
⑤経費回収率（%）	103.95	71.62	76.82	62.58	64.10	40.30	36.63	40.35	85.80	98.84	35.20	35.01	100.00	100.00	89.97
⑥汚水処理原価（円）	137.27	205.84	195.85	240.02	233.34	419.68	468.38	427.66	200.71	170.92	447.83	450.95	160.12	163.37	150.00
⑦施設利用率（%）															
⑧水洗化率（%）	51.63	45.57	43.74	43.96	44.36	54.54	57.27	57.11	59.26	60.35	44.97	51.49	56.56	61.72	63.48
2. 老朽化の状況															
①有形固定資産減価償却率（%）															
②管渠老朽化率（%）															
③管渠改善率（%）	0.00	0.00	0.08	0.00	0.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

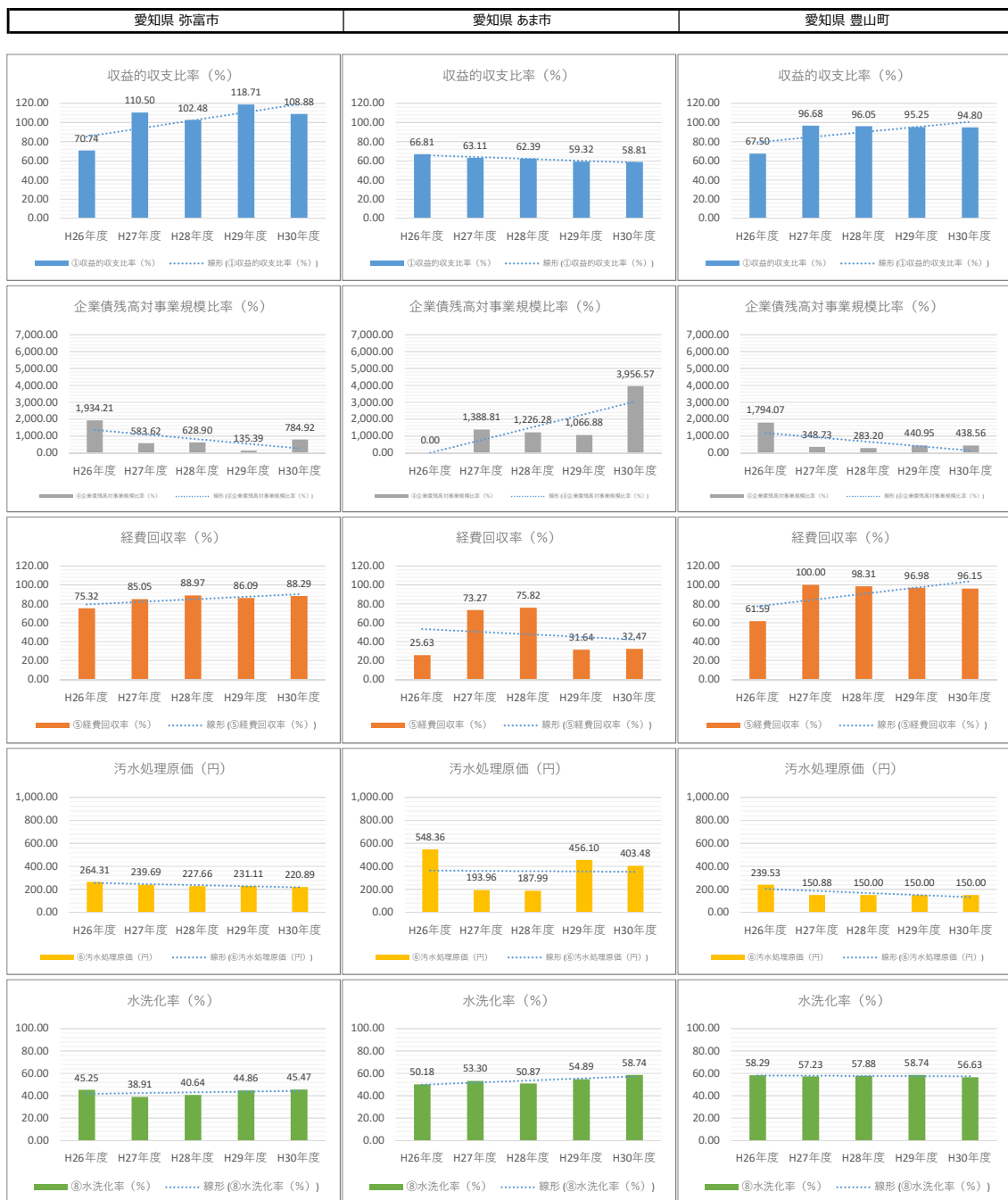
愛知県 大治町	愛知県 愛西市	愛知県 清須市
---------	---------	---------



都道府県名 自治体名	愛知県 弥富市	愛知県 あま市	愛知県 豊山町
建設事業開始年月日	平成15年12月4日	平成16年9月26日	平成14年6月6日
供用開始年月日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成20年3月31日
特別会計設置年月日	平成15年4月1日	平成15年3月26日	平成13年4月1日
下水道処理人口普及率（平成30年度末）	34.3%	32.2%	68.0%

経営比較分析表（平成30年度決算）による比較表

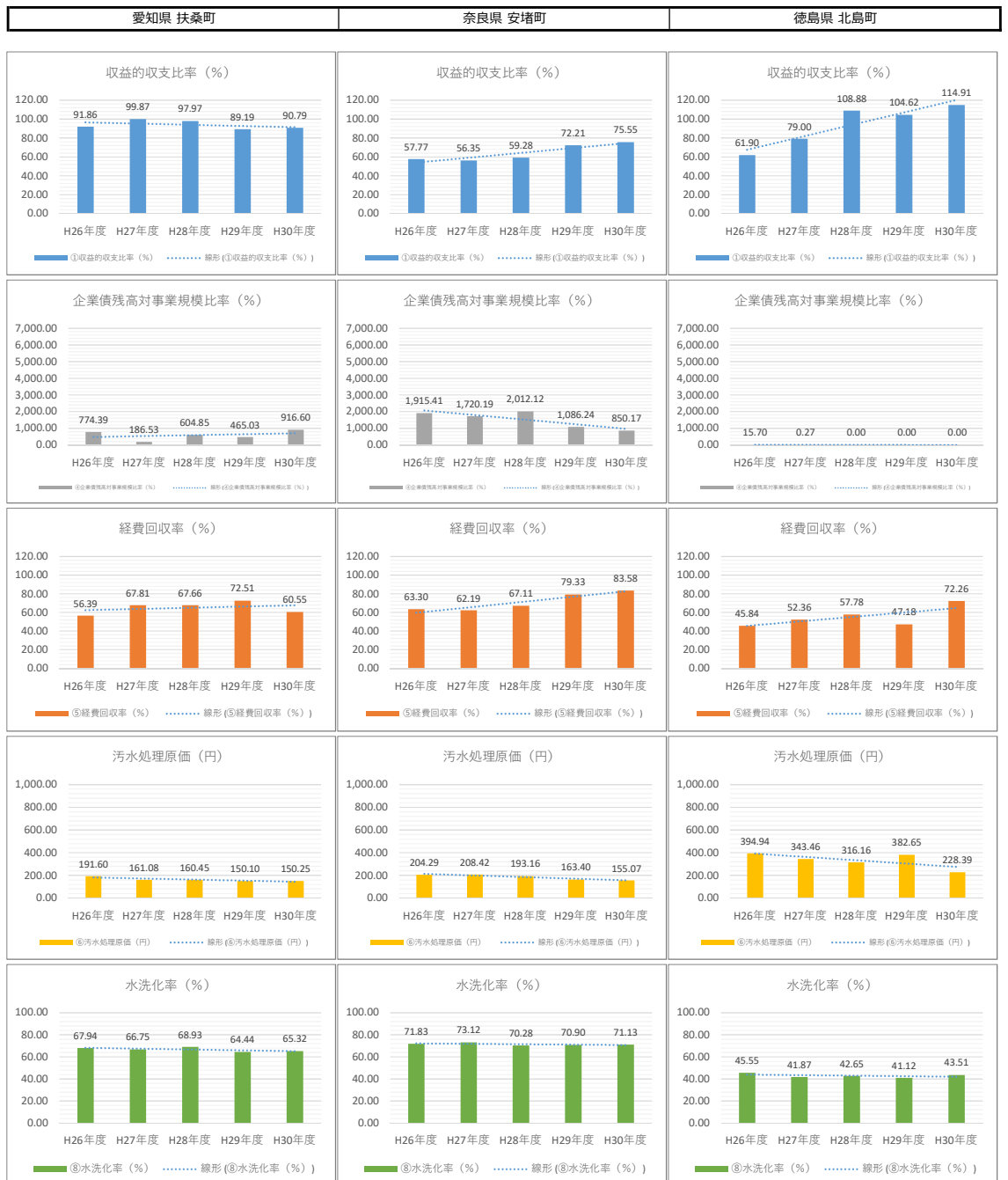
都道府県名 自治体名	愛知県 弥富市					愛知県 あま市					愛知県 豊山町				
	Cb3					Cb3					Cc3		Cb3		
	Dc3		Cc3			Cd3		Cc3			Dc3		Cc3		
	法非適用					法非適用					法非適用				
事業年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1. 経営の健全性・効率性															
①収益的収支比率 (%)	70.74	110.50	102.48	118.71	108.88	66.81	63.11	62.39	59.32	58.81	67.50	96.68	96.05	95.25	94.80
②累積欠損金比率 (%)															
③流動比率 (%)															
④企業債残高対事業規模比率 (%)	1,934.21	583.62	628.90	135.39	784.92	0.00	1,388.81	1,226.28	1,066.88	3,956.57	1,794.07	348.73	283.20	440.95	438.56
⑤経費回収率 (%)	75.32	85.05	88.97	86.09	88.29	25.63	73.27	75.82	31.64	32.47	61.59	100.00	98.31	96.98	96.15
⑥汚水処理原価 (円)	264.31	239.69	227.66	231.11	220.89	548.36	193.96	187.99	456.10	403.48	239.53	150.88	150.00	150.00	150.00
⑦施設利用率 (%)															
⑧水洗化率 (%)	45.25	38.91	40.64	44.86	45.47	50.18	53.30	50.87	54.89	58.74	58.29	57.23	57.88	58.74	56.63
2. 老朽化の状況															
①有形固定資産減価償却率 (%)															
②管渠老朽化率 (%)															
③管渠改善率 (%)	0.00	0.00	0.13	1.07	0.39	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00



都道府県名 自治体名	愛知県 扶桑町	奈良県 安堵町	徳島県 北島町
建設事業開始年月日	平成11年3月25日	昭和54年2月17日	平成13年4月13日
供用開始年月日	平成19年4月1日	平成17年3月31日	平成21年4月1日
特別会計設置年月日	平成5年12月21日	平成2年4月1日	平成13年4月1日
下水道処理人口普及率(平成30年度末)	43.4%	94.5%	13.7%

経営比較分析表(平成30年度決算)による比較表

都道府県名 自治体名	愛知県 扶桑町					奈良県 安堵町					徳島県 北島町				
	Cb3					Cb3					Cc3	Cb3			
新類型区分(平成30年度のCb3)	Cb3					Cb3					Cc3	Cb3			
旧類型区分(平成30年度のDc3)	Cc3					Ec3					Ec2	Ec3			
法の適用区分	法非適用					法非適用					法非適用				
事業年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1.経営の健全性・効率性															
①収益的収支比率(%)	91.86	99.87	97.97	89.19	90.79	57.77	56.35	59.28	72.21	75.55	61.90	79.00	108.88	104.62	114.91
②累積欠損金比率(%)															
③流動比率(%)															
④企業債残高対事業規模比率(%)	774.39	186.53	604.85	465.03	916.60	1,915.41	1,720.19	2,012.12	1,086.24	850.17	15.70	0.27	0.00	0.00	0.00
⑤経費回収率(%)	56.39	67.81	67.66	72.51	60.55	63.30	62.19	67.11	79.33	83.58	45.84	52.36	57.78	47.18	72.26
⑥污水处理原価(円)	191.60	161.08	160.45	150.10	150.25	204.29	208.42	193.16	163.40	155.07	394.94	343.46	316.16	382.65	228.39
⑦施設利用率(%)															
⑧水洗化率(%)	67.94	66.75	68.93	64.44	65.32	71.83	73.12	70.28	70.90	71.13	45.55	41.87	42.65	41.12	43.51
2.老朽化の状況															
①有形固定資産減価償却率(%)															
②管渠老朽化率(%)															
③管渠改善率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

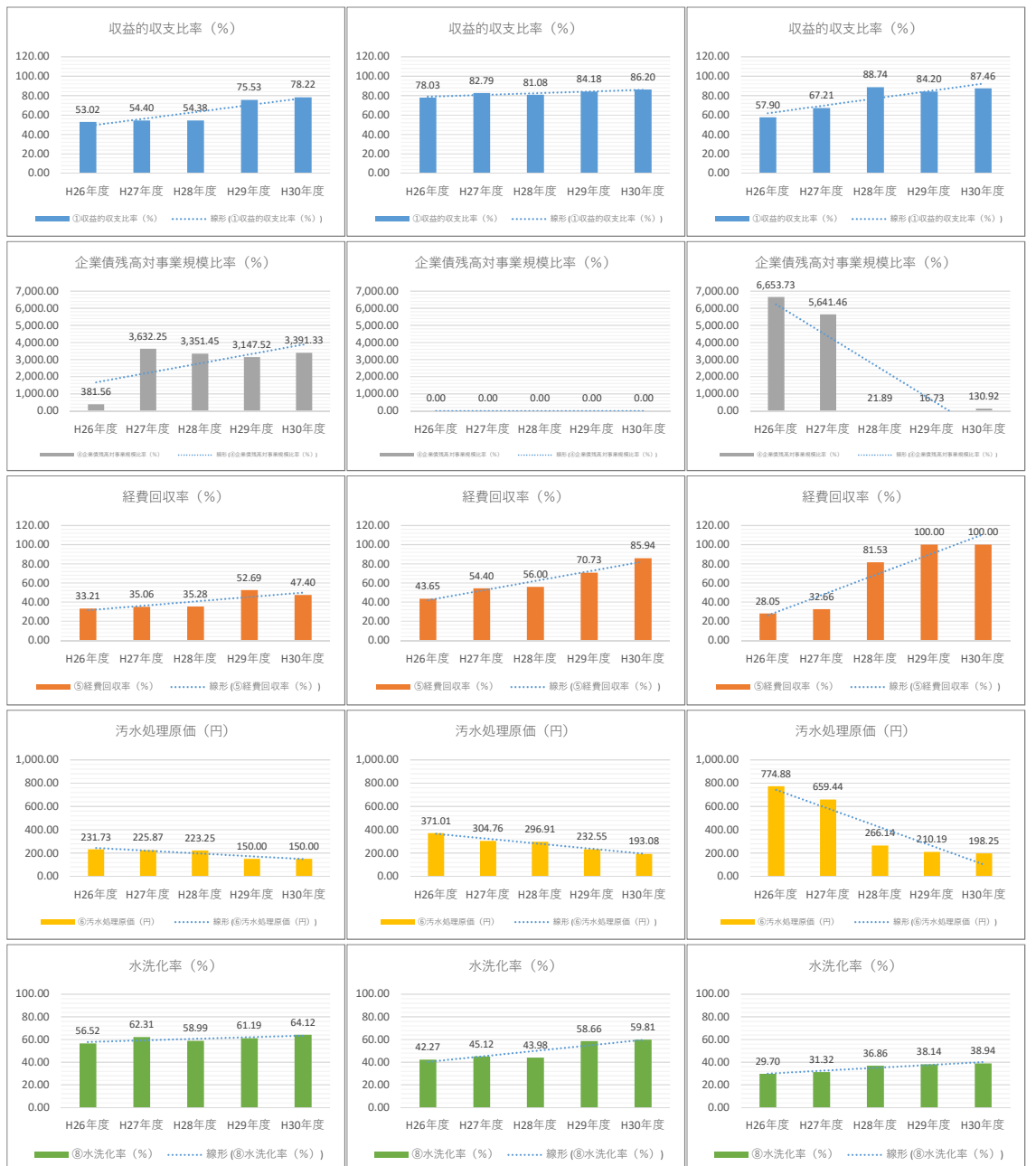


都道府県名 自治体名	沖縄県 南城市	和歌山県 紀の川市	徳島県 鳴門市
建設事業開始年月日	平成8年11月25日	平成13年10月26日	平成13年3月30日
供用開始年月日	平成16年4月27日	平成20年12月10日	平成21年4月1日
特別会計設置年月日	平成9年4月1日	平成17年11月7日	平成13年4月1日
下水道処理人口普及率（平成30年度末）	26.5%	15.2%	10.1%

経営比較分析表（平成30年度決算）による比較表

都道府県名 自治体名	沖縄県 南城市					和歌山県 紀の川市					徳島県 鳴門市				
	Cb3					Cc3					Cc3				
	Cc3					Dd3					Dc3				
	法非適用					法非適用					法非適用				
事業年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1. 経営の健全性・効率性															
①収益的収支比率（%）	53.02	54.40	54.38	75.53	78.22	78.03	82.79	81.08	84.18	86.20	57.90	67.21	88.74	84.20	87.46
②累積欠損金比率（%）															
③流動比率（%）															
④企業債残高対事業規模比率（%）	381.56	3,632.25	3,351.45	3,147.52	3,391.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6,653.73	5,641.46	21.89	16.73	130.92
⑤経費回収率（%）	33.21	35.06	35.28	52.69	47.40	43.65	54.40	56.00	70.73	85.94	28.05	32.66	81.53	100.00	100.00
⑥汚水処理原価（円）	231.73	225.87	223.25	150.00	150.00	371.01	304.76	296.91	232.55	193.08	774.88	659.44	266.14	210.19	198.25
⑦施設利用率（%）															
⑧水洗化率（%）	56.52	62.31	58.99	61.19	64.12	42.27	45.12	43.98	58.66	59.81	29.70	31.32	36.86	38.14	38.94
2. 老朽化の状況															
①有形固定資産減価償却率（%）															
②管渠老朽化率（%）															
③管渠改善率（%）	0.00	0.00	2.94	2.86	2.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.42	0.45	0.15	1.78	2.83

沖縄県 南城市	和歌山県 紀の川市	徳島県 鳴門市
---------	-----------	---------

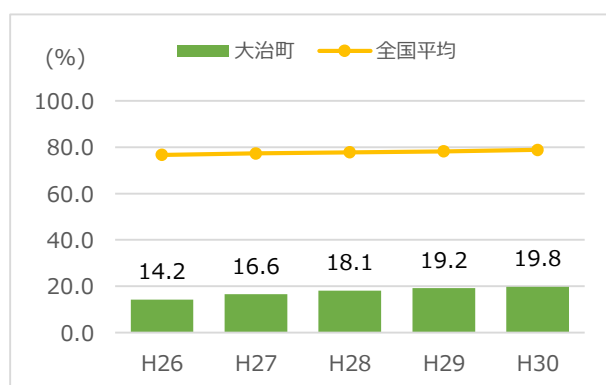


## 2.3.2 整理・分析の結果

(1) 下水道普及率 (%) : 処理区域内人口÷行政区域内人口×100

【指標の意味】(↑)

全体計画人口に対する整備人口（処理区域内人口）の割合を示し、下水道整備の進捗状況を示す指標です。



【本町の状況】

本町の下水道普及率は、20%程度で全国平均より大きく下回っています。これは、下水道の整備開始から、まだ18年と短いことが要因の一つとなっています。

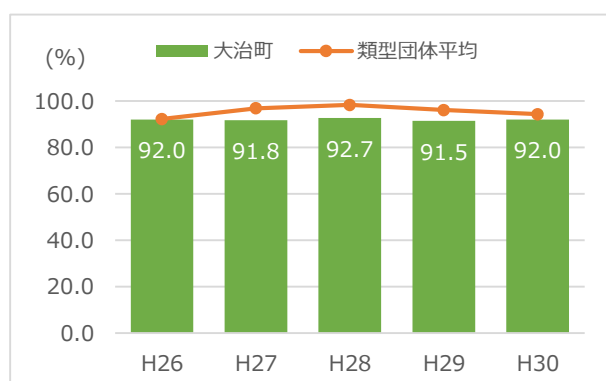
本町では、現在を普及拡大期と位置づけ、順次、下水道整備を進め、住民への下水道サービスを拡大するため、下水道普及率の向上に努めています。

※：【指標の意味】の↑は数値が大きいほうが、↓は数値が小さいほうが、経営に対して有利となる（以下、同様とする）

(2) 有収率 (%) : 年間有収水量÷汚水処理水量×100

【指標の意味】(↑)

処理した汚水量のうち、使用料の対象となる有収水量の割合を表した指標で、施設の健全度を表すことが可能です。



【本町の状況】

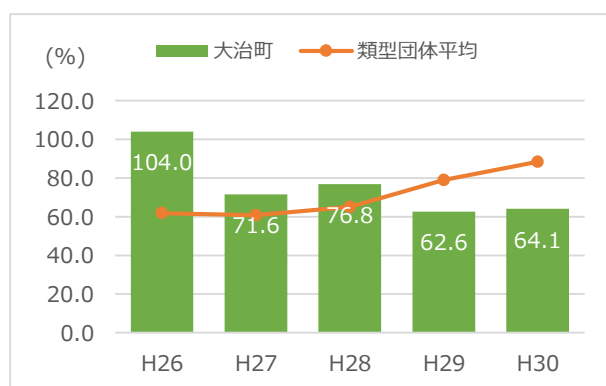
本町の有収率は、概ね92%前後で推移しており、過去5年においては、類型団体平均を下回っています。

本町の地下水位は高く、有収率が低い原因に不明水の流入が考えられます。このため、ストックマネジメント計画を立案し、管路施設の状態を監視し健全に保つよう、巡視・点検やTVカメラ調査を実施することで、有収率の向上に努めていきます。

(3) 経費回収率(%) : 下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く<sup>※1</sup>) ×100

【指標の意味】(↑)

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標で、使用料水準等を評価することが可能です。



【本町の状況】

本町の経費回収率は、平成28年度までは類型団体平均を上回り良好な状態でしたが、近年は低い水準となっており、改善していく必要があります。

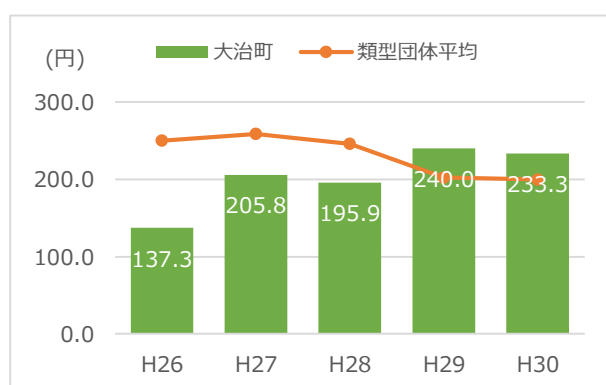
本町の汚水処理は県に委託していることから、汚水処理費の低減に向け県と調整するとともに、使用料収入の増大に向け取り組んでいきます。

※1：公費負担分とは、公的な便益に要する公費（一般会計繰入金）の負担分

(4) 汚水処理原価(円) : 汚水処理費(公費負担分を除く<sup>※1</sup>) ÷年間有収水量

【指標の意味】(↓)

有収水量 1m<sup>3</sup> 当たりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。



【本町の状況】

本町の汚水処理原価は、平成28年度までは類型団体平均を下回り良好な状態でしたが、近年は類型団体平均より汚水処理原価が高くなっています。

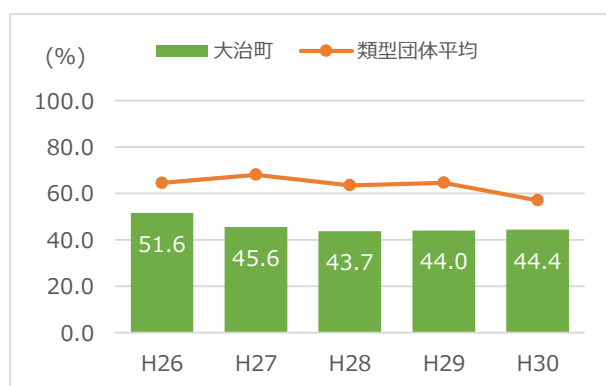
これは、近年の汚水処理費が高くなっていることが影響していると考えられ、汚水処理費の低減に向け、汚水処理を実施している県との調整に取り組んでいきます。

※1：公費負担分とは、公的な便益に要する公費（一般会計繰入金）の負担分

(5) 水洗化率 (%) : 現在水洗便所設置済人口<sup>※1</sup> / 現在処理区域内人口 × 100

【指標の意味】 (↑)

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。



【本町の状況】

本町の水洗化率は、各年を通し類型団体平均を下回っています。これは、処理区域内人口は、管渠布設に伴い順調に伸びているものの、水洗便所設置済人口が伸び悩んでいることが原因と考えられます。

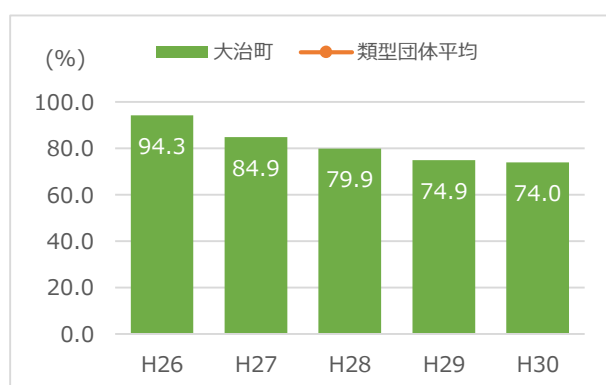
今後は、整備区域の住民に対し、下水道接続への有益性を分かり易く伝え、早期接続についての啓蒙活動を強化していきます。

※1：現在水洗便所設置済人口とは、下水道使用開始区域内で下水道に接続している人口

(6) 収益的収支比率 (%) : 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

【指標の意味】 (↑)

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。



【本町の状況】

本町の収益的収支比率は、年々減少している状況です。

これは、管渠整備で借り入れている地方債の累計が増加し、償還金額が収益を上回っていることが原因と想定されます。

本町の現状は、下水道の普及拡大期で、整備完了後は、償還金額の減少に伴い、収益率は増加すると予想されます。

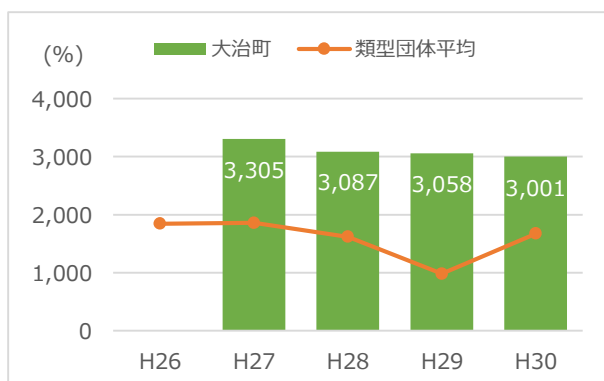
※：類型団体平均の公表は無し

## (7) 企業債残高対事業規模比率 (%) :

$$(\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}) \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$$

## 【指標の意味】 ( ↓ )

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。



## 【本町の状況】

本町の企業債残高対事業規模比率は、類型団体平均の約 2 倍となっています。これは、下水道整備を開始してから、まだ 18 年と短いことが影響しているものと考えています。

ただ本町では、令和 2 年度から公営企業会計を取り入れ、健全な事業運営に取り組んでおり、営業収益が増加するよう支出の削減に努めるとともに、収入の増加に向けて取り組んでいます。

## 2.3.3 現状と課題の整理

本町の下水道は、平成 15 年度に事業着手し、鋭意、整備を進めていますが、平成 30 年度末での下水道普及率は 19.8%となっており、全国平均 (78.8%) を大きく下回っています。このように、本町は現在、普及拡大期であり、「公衆衛生の向上」「生活環境の改善」さらには「都市の健全な発展」「公共用水域の水質保全」を目的に、下水道サービスを広く住民に提供するよう下水道整備を進めています。

一方、「企業債残高対事業規模比率」は、類型団体平均の約 2 倍となっており、「収益的収支比率」を押し下げる要因の一つとなっています。普及拡大のため、施設整備を実施していく必要がありますが、反面、施設整備には企業債の借入れなど、財源の確保が課題となっています。

ただし、本町の下水道事業を維持向上していくために、令和 2 年度に公営企業会計を導入しており、「下水道経営の見える化」を実施し、今後さらに経営改善を図ることで、本町の下水道サービスを持続的、安定的に提供していくよう取り組んでいます。



## 第3章 将来の事業環境

### 3.1 処理区域内人口の予測

#### 3.1.1 本町の人口推計

本町は、名古屋市に隣接し名古屋市のベッドタウンとして人口は増加しています。平成28年3月に本町が公表した『大治町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「人口ビジョン」という）』の「めざすべき方向」として、「令和22年（2040年）に約33,000人の人口を維持する」という目標が示されており、今後10年間の人口は増加することを見込んでいます。

【推計の前提条件】

■出生率の仮定  
 ケース①：合計特殊出生率が現状程度で推移する場合  
 ケース②：合計特殊出生率が上昇する場合

	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年
ケース①	1.87	1.83	1.80	1.80	1.80	1.80
ケース②	1.87	1.91	1.95	1.99	2.03	2.07

■純移動率の仮定  
 平成22年及び平成27年国勢調査結果\*に基づいて算出された平成22年～27年の純移動率が、平成27(2015)～32(2020)年までに定率で0.5倍に縮小し、その後はその値を平成47(2035)～72(2060)まで一定と仮定。

\*平成27年国勢調査結果とは、平成28年2月15日に愛知県が公表した速報値であり、後日、総務省統計局から公表される数値とは異なる場合があります。

■ケース別の本町の総人口の長期的な見通し

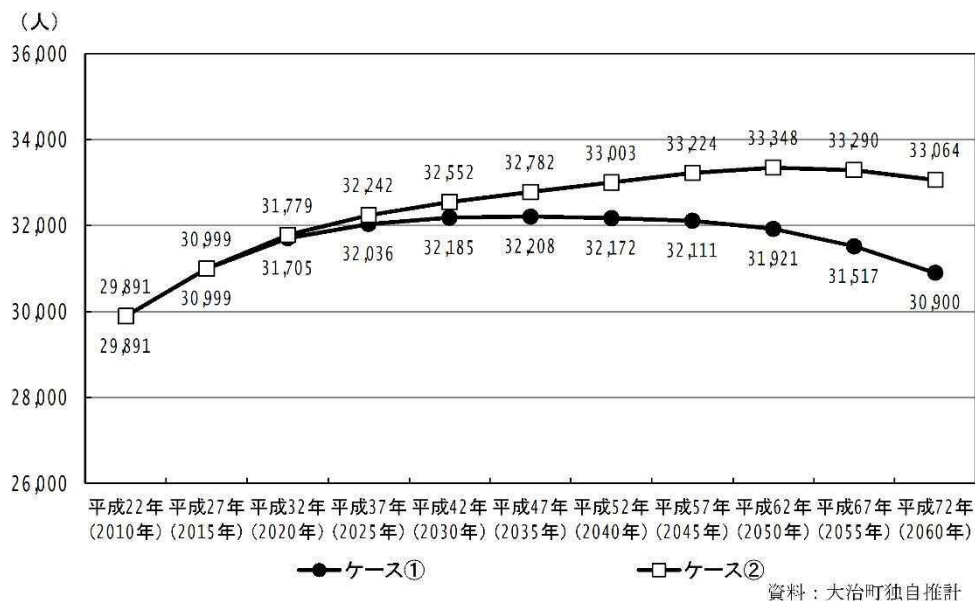


図 3.1.1 ケース別の本町の総人口の長期的な見通し

出典：大治町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）P.30

### 3.1.2 本町の整備計画

本町の下水道事業は、令和66年度（2084年度）に計画区域（611ha）の概成を目指しています。ただし、令和32年度（2050年度）以降は、人口の減少が予想されており、計画区域全域を整備すべきかについては、今後の人口推移を確認しながら、効率的に整備を進めることが必要となります。

平成27年度から令和元年度における整備面積は、10.00haから4.00haの間で推移しており、5年間の年平均整備面積は6.00haとなっています。

今後は、概ね4.00haをベースに整備を進めていく計画とします。

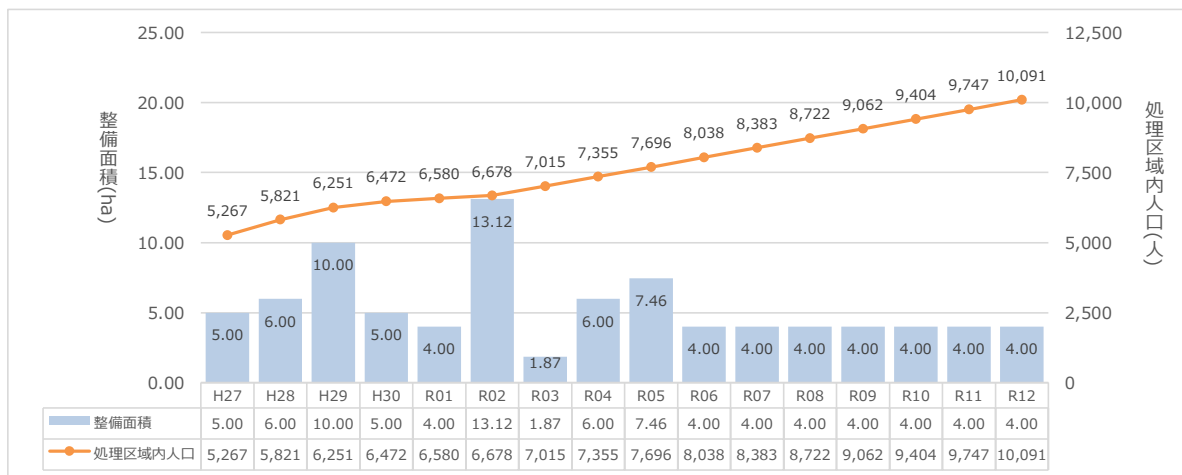


図 3.1.2 整備面積と処理区域内人口の推移

## 3.1.3 本町の処理区域内人口の推計

本町の下水道事業は普及拡大期にあり、処理区域内人口は年々増加しています。また、本町全体の人口も、令和32年度（2050年度）までは引き続き増加する推計となっており、下水道整備による処理区域の拡大に伴い、処理区域内人口も増加することを想定しています。

処理区域内人口を行政区域内人口で除した令和元年度末の下水道普及率は20.0%で、平成26年度末（14.2%）からの5年間で、年平均約1.2%の伸び率となっています。

今後も同様の水準で下水道普及率が上昇することを見込み、かつ、10年後の令和12年度には処理区域内人口が1万人を超えることを目標に、令和12年度の下水道普及率を31.0%と設定します。これにより、令和12年度の処理区域内人口が10,091人を達成することを目指します。

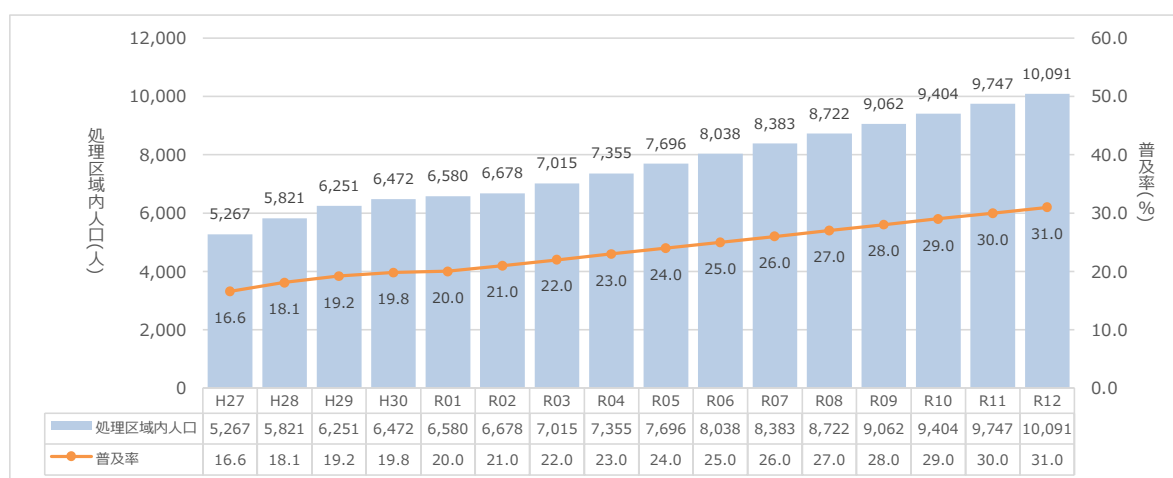


図 3.1.3 処理区域内人口と普及率の推移

### 3.2 水洗化人口の推計

本町では、行政区域内人口の増加に伴い、水洗化人口は平成27年度の2,400人から令和元年度には3,329人と929人増加しています。また、水洗化率も平成27年度の45.6%から令和元年度には50.6%と上昇しています。今後も、「行政人口の増加」及び「処理区域内人口の増加」が見込まれており、令和12年度には、水洗化率を類似団体平均の62.2%を達成することを目標に、令和12年度の水洗化人口が6,273人となることを目指します。

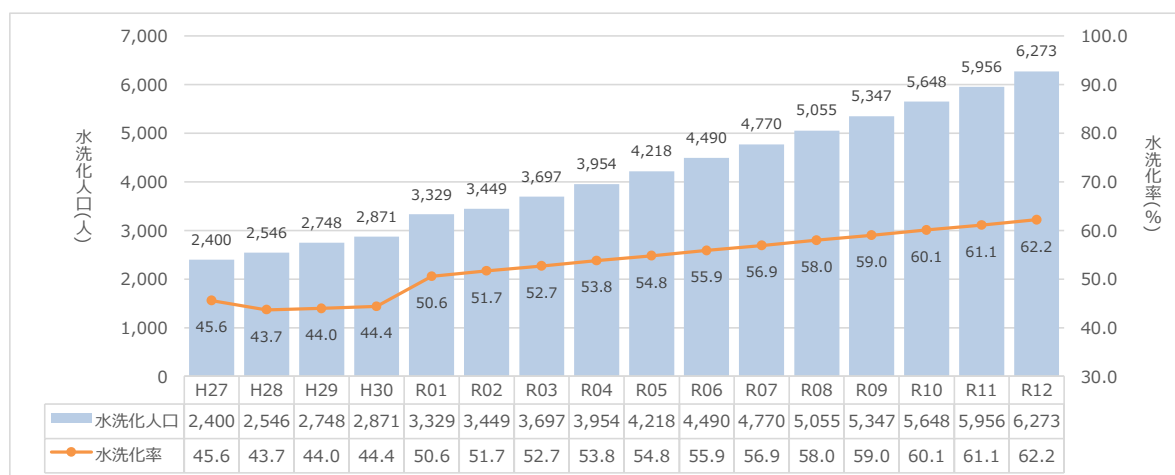


図 3.2.1 水洗化人口と水洗化率の推移

また、有収率は、平成27年度から令和元年度において90.0%から92.7%の間で推移しており、5年間の年平均有収率は91.6%となっています。今後も有収率は同水準(91.6%)を維持すると想定し、水洗化人口が増加していくことで、有収水量は増加することが見込まれます。

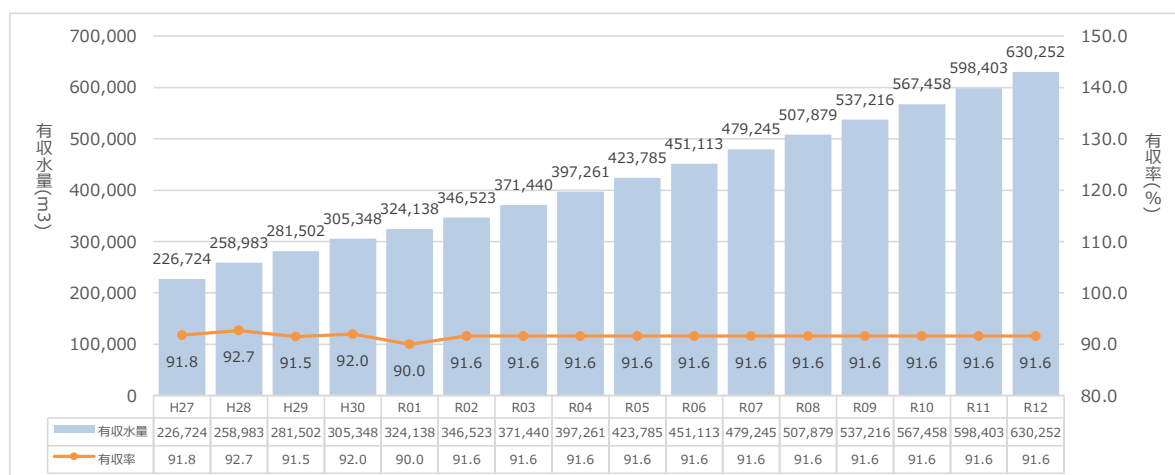
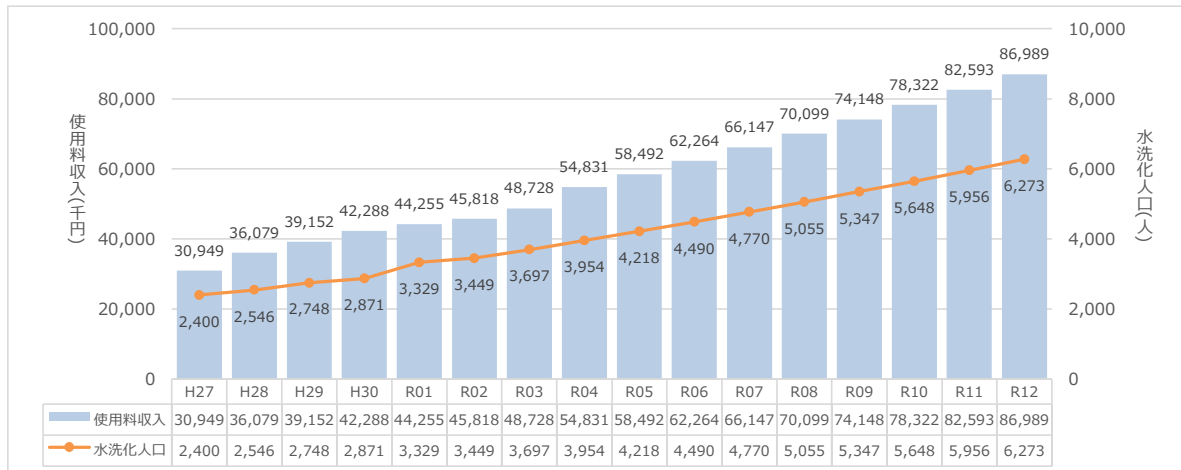


図 3.2.2 有収水量と有収率の推移

### 3.3 使用料収入の見通し

本町の使用料収入は、平成 27 年度の 30,949 千円から平成 30 年度の 42,288 千円に順次増加しています。

平成 27 年度から令和元年度の 1 人当たり使用料単価は、12.9 千円から 14.7 千円の間で推移しており、5 年間の平均値である 13.9 千円を 1 人当たりの使用料単価とすると、使用料収入の推移は図 3.3.1 に示すようになります。



※令和 2 年 4 月 1 日に地方公営企業法適用を適用しているため、使用料収入は全て税抜きで表示

※令和元年度の使用料収入額は、3 月分料金の未収入額 (7,920 千円) を含めて表示

図 3.3.1 水洗化人口と使用料収入の推移

### 3.4 施設の見通し

本町は流域下水道に接続しており、下水道施設は管路施設のみです。また、平成 21 年度の供用開始から 11 年が経過していますが、管路施設の法定耐用年数は 50 年がほとんどで、施設の更新は直近の課題とはなっていません。

今後は、効率的・効果的な施設管理を実施していくため、ストックマネジメント計画を立案し、計画的な施設調査に取り組んでいきます。

### 3.5 組織の見通し

将来に渡り、ライフラインとしての下水道を維持していくためには、下水道に関する専門的な知識や経験を有する職員の確保が重要となります。職員数の削減や熟練職員の退職等により、これまで積み上げられてきた知識や技術が途絶えてしまうことのないよう、職員間で知識の共有化を図り、次世代へ継承していくよう取り組んでおり、研修会等へも積極的に参加しています。

令和 2 年度には、公営企業法の適用を行い、企業会計方式を導入して財務の見える化を図り、効率的な経営ができるよう取り組んでいます。また、整備についても今後も着実に実施していく方針です。

このように、本町はまだ普及拡大期であることから、職員数については現状の 7 名体制を維持し、確実な事業実施を進めていきます。

## 第4章 経営の基本方針

### 4.1 基本方針

本町は、名古屋市に隣接する地理的条件や住民の移動を支える幹線道路が整備されている交通条件など、生活の利便性が高いことから、近年、大都市近郊の住宅地としての発展を遂げ、人口も増加しています。第3章「将来の事業環境」に示したとおり、本町の人口は令和32年度まで緩やかに増加することが予想されています。

また、『大治町都市計画マスタープラン』では、都市づくりの理念として、下記の通り「将来像」を設定しています。

#### ■ 将来像

『 みんなで育む 安全で暮らしやすいまち おおはる 』

このように、下水道事業としては、将来の都市像である「暮らしやすいまち」を実現するため、下水道を整備し、都市基盤の形成に取り組んでいくことを基本方針とします。

また、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供し続けていくためには、経営状況を「見える化」し、現状を的確に把握した上で、中長期的な視点に基づき、下水道事業経営に取り組んでいくことが必要となります。

このため、経営計画を立案し、持続可能な下水道事業運営を行っていくことを基本方針とします。

#### ■ 経営の基本方針

- ① 下水道を整備し、都市基盤の形成に取り組む
- ② 持続可能な下水道事業運営を行う

### 【整備の促進】

町内の環境改善に大きく寄与する下水道整備については、快適な住環境を創出するため、令和 66 年度の概成を目指し、下水道整備を推進していきます。

下水道整備については、単年度の費用が突出しないよう、投資費用の平準化を図りながら、効率的に下水道整備を進め、効果的な普及の促進に取り組んでいきます。

### 【老朽化対策】

本町の下水道施設は、平成 21 年度の供用開始後、11 年が経過していますが、管路施設の法定耐用年数は 50 年であるものがほとんどで、管路施設の更新は直近の課題とはなっていません。

ただし、下水道サービスを将来にわたり安定して提供していくため、ストックマネジメント計画に基づき、管路施設の計画的な点検・調査を実施することで、効率的・効果的な施設管理を進めていきます。

### 【下水道財政の健全化】

令和 2 年度より公営企業法を適用し、会計方式を複式簿記に切り替えました。これにより、きめ細やかな経営分析を行うことで、持続可能な下水道事業運営を実現していきます。

ただし、本町の下水道事業は普及拡大期であるため、下水道整備の財源の一つである起債の借入額が多くなる傾向にあり、起債の返済が事業運営に支障をきたす可能性もあります。このため、下水道財政の健全化を保つため、起債の残高管理を行いながら、鋭意、下水道普及促進に努めます。



## 第5章 投資・財政計画（収支計画）

## 5.1 投資・財政計画

投資・財政計画に係る試算は、本町の事業予定（令和3年度から令和12年度の10年間）について検討・整理を行いました。

## 5.2 財政収支の将来予測（計算条件）

今後10年間の財政収支計算を行うにあたっての計算条件を以下に示します。

表 5.2.1 収益的収入

項目		計算条件		
収益的収入	営業収益	料金収入	水洗化人口（人口推計、下水道普及率、水洗化率）に使用料単価を乗じて算定	
		受託工事収益	該当なし	
		その他	過去の予算値を基に算定	
	営業外収益	補助金	他会計補助金	『総務省 地方公営企業繰出基準』に基づく金額及び繰出基準を上回る額で、維持管理目的に充当する繰入金を計上
			その他	該当なし
		長期前受金戻入	既取得資産の予定額、及び今後の投資計画に基づき算定	
		その他	該当なし	
	特別利益	直近で把握できる取引について計上		

表 5.2.2 収益的支出

項目		計算条件		
収益的支出	営業費用	職員給与費	基本給	過去の実績値を基に、価格変動を考慮して算定
			退職給付費	該当なし
			その他	過去の実績値を基に、価格変動を考慮して算定
		経費	動力費	該当なし
	修繕費		該当なし	
	材料費		該当なし	
	その他		過去の実績値を基に、価格変動を考慮して算定	
	減価償却費	既取得資産の予定額、及び今後の投資計画に基づき算定		
	営業外費用	支払利息	既発行分は、年度別償還予定表により算定 新規発行分は、過去実績を基に算定	
		その他	該当なし	
	特別損失	該当なし		

表 5.2.3 資本的収入

項目		計算条件
資本的収入	企業債	建設改良費に対する企業債の過去実績を基に算定 流域下水道建設負担金の全額を計上
	うち資本費平準化債	該当なし
	他会計出資金	地方公営企業法の適用時に受入
	他会計補助金	総務省の繰出基準（他会計負担金）を上回る額で、投資及び償還目的に充当する繰入金を計上
	他会計負担金	『総務省地方公営企業繰出基準』に基づき算定
	他会計借入金	該当なし
	国（都道府県）補助金	固定資産の財源のうち、企業債と受益者負担金を控除した比率で算定
	固定資産売却代金	該当なし
	工事負担金	過去の実績値を基に算定
	その他	該当なし

表 5.2.4 資本的支出

項目		計算条件
資本的支出	建設改良費	工事請負費は想定整備延長に過去の実績単価を乗じて算定 委託料、補償及び賠償金は過去の実績値を基に算定
	うち職員給与費	過去の実績値を基に、価格変動を考慮して算定
	企業債償還金	既発行分は、年度別償還予定表により算定 新規発行分は、過去実績を基に算定
	他会計長期借入返還金	該当なし
	他会計への支出金	該当なし
	その他	該当なし

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位：千円，%)

区 分		年 度	R1 (決算)	R2 (予算)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		48,238	46,047	48,858	54,961	58,622	62,394	66,277	70,229	74,278	78,452	82,723	87,119
	(1) 料金収入		48,238	45,818	48,728	54,831	58,492	62,264	66,147	70,099	74,148	78,322	82,593	86,989
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他の			229	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
	2. 営業外収益		109,598	236,987	233,377	238,087	243,818	245,257	249,051	259,501	280,220	289,900	299,848	312,845
	(1) 補助金		109,598	166,473	159,107	160,542	167,078	172,422	175,393	183,806	201,700	208,699	215,917	226,120
	他会計補助金		109,598	166,473	159,107	160,542	167,078	172,422	175,393	183,806	201,700	208,699	215,917	226,120
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入			70,511	74,268	77,543	76,738	72,833	73,656	75,693	78,518	81,199	83,929	86,723
	(3) その他の			3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
収入計 (C)		157,836	283,034	282,235	293,048	302,440	307,651	315,328	329,730	354,498	368,352	382,571	399,964	
支 出	1. 営業費用		69,636	241,730	233,089	246,639	257,541	267,384	274,797	284,282	289,899	299,607	310,505	320,710
	(1) 職員給与		29,773	44,521	39,600	39,957	40,317	40,680	41,046	41,415	41,788	42,164	42,543	42,926
	基本給		29,773	19,224	17,846	18,007	18,169	18,333	18,498	18,664	18,832	19,001	19,172	19,345
	退職給付													
	その他の			25,297	21,754	21,950	22,148	22,347	22,548	22,751	22,956	23,163	23,371	23,581
	(2) 経費		39,863	78,782	67,567	67,694	71,021	72,649	76,118	79,493	77,661	80,171	83,754	86,544
	動力費													
	修繕費													
	材料費													
	その他の		39,863	78,782	67,567	67,694	71,021	72,649	76,118	79,493	77,661	80,171	83,754	86,544
(3) 減価償却費			118,427	125,922	138,988	146,203	154,055	157,633	163,374	170,450	177,272	184,208	191,240	
(4) 資産減耗費														
2. 営業外費用		37,765	41,441	41,539	40,322	40,244	40,267	40,531	40,721	40,807	40,630	40,301	39,987	
(1) 支払利息		37,765	41,441	41,539	40,322	40,244	40,267	40,531	40,721	40,807	40,630	40,301	39,987	
(2) その他の														
支出計 (D)		107,401	283,171	274,628	286,961	297,785	307,651	315,328	325,003	330,706	340,237	350,806	360,697	
経常損益 (C)-(D) (E)		50,435	△ 137	7,607	6,087	4,655	0	0	4,727	23,792	28,115	31,765	39,267	
特別利益 (F)			21,855	16,463	10,571	7,025								
特別損失 (G)				3,459										
特別損益 (F)-(G) (H)		0	18,396	16,463	10,571	7,025	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)		<b>50,435</b>	<b>18,259</b>	<b>24,070</b>	<b>16,658</b>	<b>11,680</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>4,727</b>	<b>23,792</b>	<b>28,115</b>	<b>31,765</b>	<b>39,267</b>	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			18,259	42,329	58,987	70,667	70,667	70,667	75,394	99,186	127,301	159,066	198,333	
流動資産 (J)			205,204	247,864	205,009	159,202	165,054	164,688	161,576	163,297	156,737	161,118	157,148	
うち未収金			9,487	10,676	11,388	12,123	12,879	13,648	14,437	15,249	16,081	16,937	17,803	
流動負債 (K)			109,359	118,216	128,094	135,918	146,061	158,865	177,793	186,181	194,960	206,726	218,504	
うち建設改良費分			93,159	102,016	111,894	119,718	129,861	142,665	161,593	169,981	178,760	190,526	202,304	
うち一時借入金														
うち未払金			16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)		48,238	46,047	48,858	54,961	58,622	62,394	66,277	70,229	74,278	78,452	82,723	87,119	
地方財政法による (L) / (M) × 100 資金不足の比率														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )														

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位：千円)

年 度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
区 分		(決 算)	(予 算)											
資本的収入	1. 企業 債 価	216,900	302,300	501,600	200,000	223,300	260,100	257,300	259,100	248,700	240,500	254,600	246,300	
	うち 資本 費 平 準 化 債 価													
	2. 他 会 計 出 資 金		140,000											
	3. 他 会 計 補 助 金	63,033	29,847	28,958	36,902	38,187	39,312	40,381	41,476	42,527	43,635	44,759	45,897	
	4. 他 会 計 負 担 金	11,692	12,631	13,186	13,859	14,616	15,267	15,878	16,506	17,103	17,739	18,383	19,036	
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	106,900	157,000	253,000	143,024	158,500	142,845	140,735	141,754	134,821	135,711	136,728	137,767	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金													
	8. 工 事 負 担 金	3,722	4,730	4,820	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	
	9. そ の 他	9,809												
計 (A)	412,056	646,508	801,564	398,585	439,403	462,324	459,094	463,636	447,951	442,385	459,270	453,800		
(A) の うち 翌 年 度 へ 繰 り 越 さ れ る 支 出 の 財 源 充 当 額 (B)														
純 計 (A)-(B) (C)	412,056	646,508	801,564	398,585	439,403	462,324	459,094	463,636	447,951	442,385	459,270	453,800		
資本的支出	1. 建 設 改 良 費	348,945	481,463	775,626	434,410	473,335	434,630	429,872	432,844	415,666	418,512	423,798	426,696	
	うち 職 員 給 与 費	9,741	11,530	16,415	16,563	16,712	16,862	17,014	17,167	17,322	17,478	17,635	17,794	
	2. 企 業 債 償 還 金	75,024	83,370	93,159	102,016	111,894	119,718	129,861	142,665	161,593	169,981	178,760	190,526	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	1,332												
	5. そ の 他	2,259												
計 (D)	427,560	564,833	868,785	536,426	585,229	554,348	559,733	575,509	577,259	588,493	602,558	617,222		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	15,504	△ 81,675	67,221	137,841	145,826	92,024	100,639	111,873	129,308	146,108	143,288	163,422		
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			51,654	61,445	69,465	81,222	83,977	87,681	91,932	96,073	100,279	104,517	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他			15,567	76,396	76,361	10,802	16,662	24,192	37,376	50,035	43,009	58,905	
計 (F)		0	67,221	137,841	145,826	92,024	100,639	111,873	129,308	146,108	143,288	163,422		
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)	2,787,664	3,006,594	3,415,035	3,513,019	3,624,425	3,764,807	3,892,246	4,008,681	4,095,788	4,166,307	4,242,147	4,297,921		

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		前年度	R2(予 算)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		( 決 算 )											
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	109,598	166,473	159,107	160,542	167,078	172,422	175,393	183,806	201,700	208,699	215,917	226,120
	うち 基 準 内 繰 入 金	109,598	110,724	111,652	113,001	119,460	123,787	126,279	129,944	132,884	135,803	137,972	141,599
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	55,749	47,455	47,541	47,618	48,635	49,114	53,862	68,816	72,896	77,945	84,521
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	74,725	182,478	42,144	50,761	52,803	54,579	56,259	57,982	59,630	61,374	63,142	64,933
	うち 基 準 内 繰 入 金	11,692	12,631	13,186	13,859	14,616	15,267	15,878	16,506	17,103	17,739	18,383	19,036
	うち 基 準 外 繰 入 金	63,033	169,847	28,958	36,902	38,187	39,312	40,381	41,476	42,527	43,635	44,759	45,897
合 計	184,323	348,951	201,251	211,303	219,881	227,001	231,652	241,788	261,330	270,073	279,059	291,053	

## 5.3 投資計画

### 5.3.1 投資に関する経営目標

投資に関する経営目標は、以下に示す通りです。

<b>投資に関する経営目標</b>	
○	効率的に下水道整備を進め、快適な住環境の創出を図ります。
○	持続可能な下水道運営を行ってため、ストックマネジメント計画を立案・実行し、既設管渠の効果的な運用を実施します。

### 5.3.2 投資試算（資本的支出）

資本的支出のうち、施設を建設するための建設改良費としては、令和3年度から12年度までの10年間で、約46.7億円が必要であると試算しています。

なお、令和3年度は、今後の下水道整備に必要な「設計計画の策定」及び「主要な幹線工事を実施」するため、他年度より投資額が多くなっています。

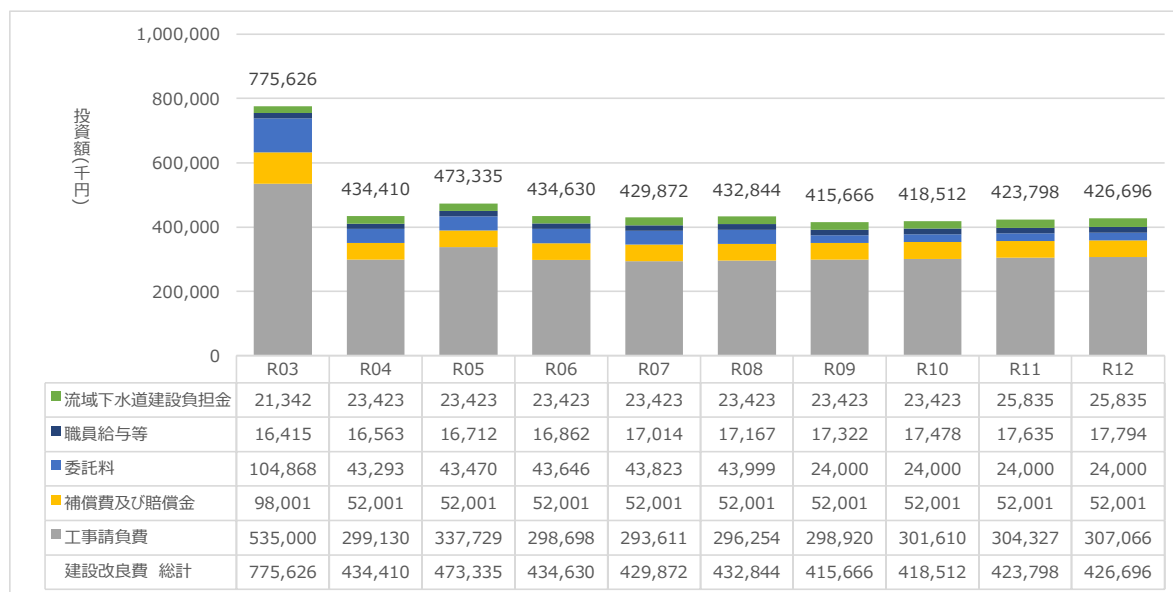


図 5.3.1 建設改良費の推移（科目別）

(1) 新規事業（下水道整備）

令和3年度から12年度までに約43haを整備する予定であり、この整備に要する設計費及び工事費として約41.4億円を予定しています。この新規事業を実施することで、下水道普及率が令和2年度の21%から令和12年度には31%になる見通しです。

(2) 改築更新事業（ストックマネジメント）

令和3年度以降にストックマネジメント計画を立案し、管路施設の点検調査（状態監視保全）を実施するとともに、必要により、改築修繕工事を実施することで、効率的な管路施設の運用を行っていきます。この改築更新事業費（設計・調査費用）として、1.2億円を予定しています。

(3) 流域下水道建設負担金（日光川下流流域下水道事業建設負担金等）

令和3年度から12年度までの「日光川下流流域下水道事業建設負担金」及び「汚泥処理施設建設負担金」は、愛知県から示されている見込み値を基に、約2.4億円を予定しています。

(4) 職員給与費等（給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費）

持続可能な下水道運営を行っていく上で、委託可能な業務は民間への委託を検討していきます。しかし、今後も引き続き下水道整備を実施していくためには、現在の下水道課の体制確保が必要となるため、建設事業などに係る職員の給与費は、今後も現状と同水準となります。したがって、これまでの実績を基に、令和3年度から12年度までで約1.7億円の費用を見込んでいます。

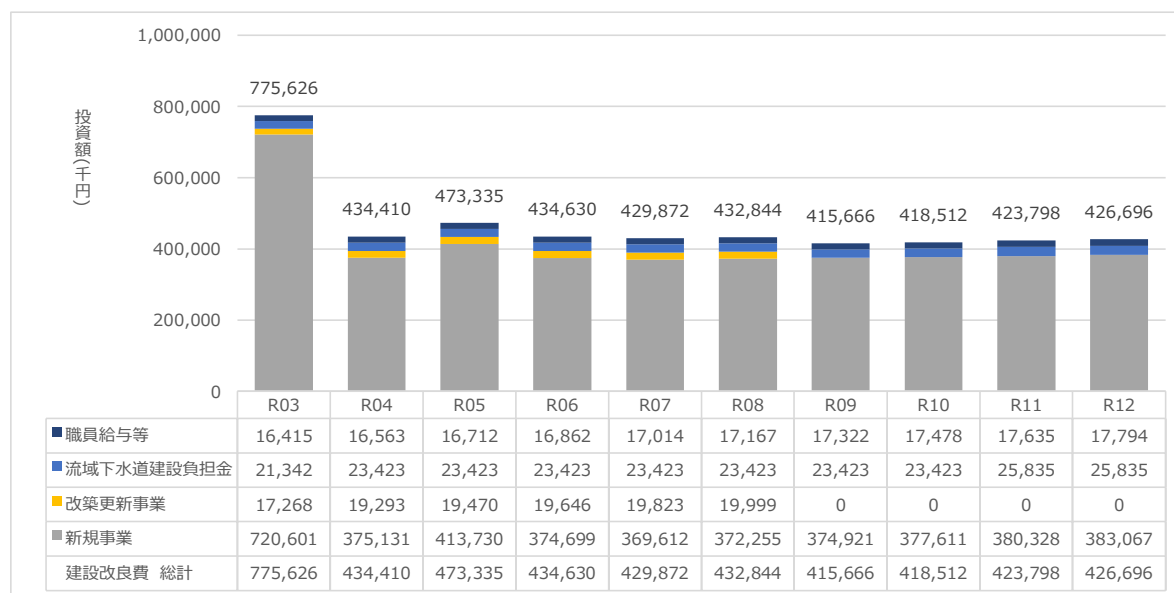


図 5.3.2 建設改良費の推移（事業区分別）

## (5) 企業債償還金

下水道整備の財源は、主に「受益者負担金」や「国庫補助金」、「他会計補助金」等ですが、不足額については、企業債を発行し事業費を賄っています。また、借り入れた企業債の元金は、5年据置した後、25年間で償還を行っています。

以下に、令和3年度から12年度までの元金償還額の予定を示します。

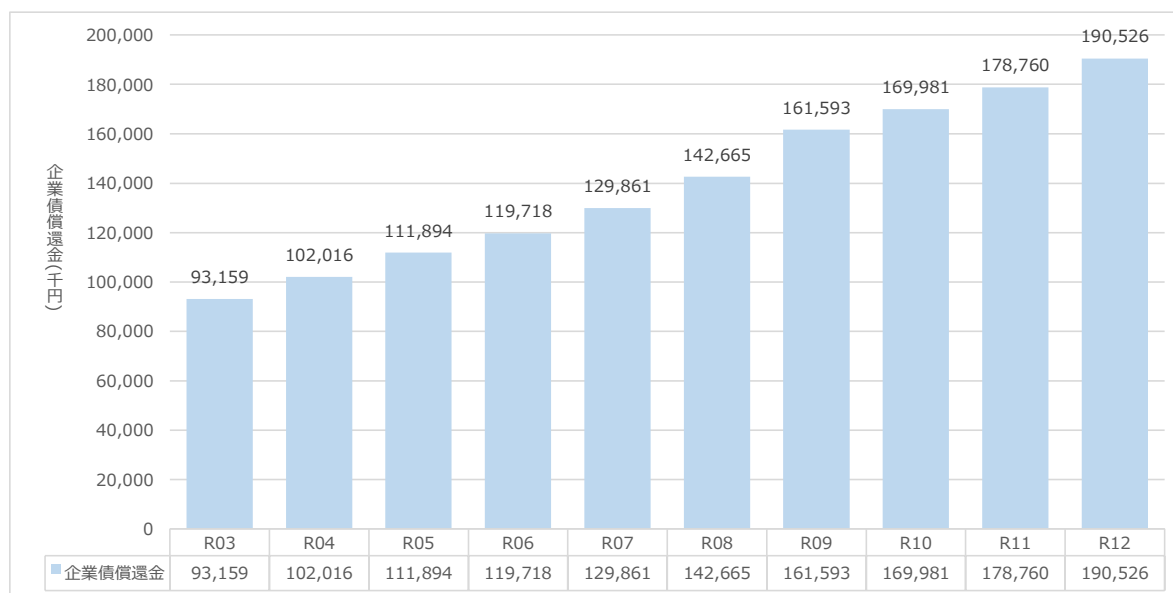


図 5.3.3 企業債償還金の推移

本町の下水道事業は、平成16年度の建設着手以降、まだ17年しか経過しておらず、当初に借り入れた企業債の返済も終わっていないため、年々企業債償還金が増えていく状況にあります。

ただし、本町の下水道事業は普及拡大期にあり、これからも整備を進めていく上では建設財源が必要となります。しかし、他の建設財源の増加に向けた取り組みを行うことで、毎年の企業債償還金が過大とならないよう注意しながら事業運営を実施していきます。

## 5.3.3 投資以外の経費（収益的支出）

投資以外の経費のうち、下水道事業費用は、令和3年度から12年度までの10年間で、約31.9億円（税抜き）が必要と試算しています。

なお、投資以外の経費の約半分を減価償却費が占めていますが、減価償却費は取得費用を耐用年数に応じて適正に計上するもので、少なくすることはできません。また、人件費についても、管理施設が増える状況で、現状より人員を削減することは難しい状況です。

ただし、流域下水道維持管理負担金は、全体の15%程度を占めており、将来的にはこの経費の適正化を図っていくよう、愛知県との協議を実施していきます。

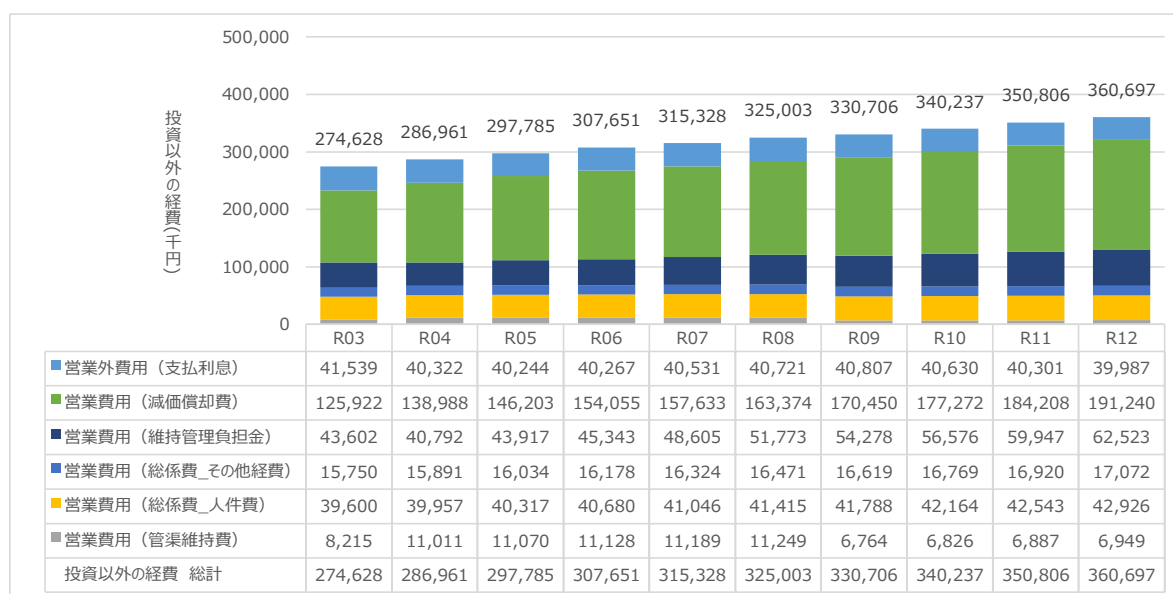


図 5.3.4 投資以外の経費の推移（科目別）

## (1) 営業費用（管渠維持費）

令和3年度から12年度までに、委託費（台帳修正）や伏越し部の清掃及び管渠の修繕工事費として約0.9億円を予定しています。

## (2) 営業費用（総係費 人件費）

維持管理などに係る職員の人件費は、将来も現状の体制を確保していくことを想定し、これまでの実績を基に、令和3年度から12年度までで約4.1億円を予定しています。

## (3) 営業費用（総係費 その他経費）

総係費（その他経費）としては、毎年0.16億円程度を予定し、令和3年度から12年度までの10年間で約1.6億円を見込んでいます。



（4）営業費用（流域下水道維持管理費負担金等）

令和3年度から12年度までの「日光川下流流域下水道維持管理費負担金」及び「日光川下流流域下水道資本費負担金」は、愛知県から示されている見込み値を基に、約5.1億円を予定しています。

（5）営業費用（減価償却費）

「有形固定資産（下水道管路施設）」及び「無形固定資産（流域下水道施設利用権）」は、取得費用を耐用年数に応じて適正に計上するもので、令和3年度から12年度までの10年間で約16.1億円を見込んでいます。

（6）営業外費用（支払利息）

建設財源の一つとして企業債の借入れを実施しています。「営業外費用（支払利息）」は、企業債の借入額に対する利息であり、毎年0.4億円程度を予定し、令和3年度から12年度までの10年間で約4.1億円を見込んでいます。

## 5.4 財政計画

### 5.4.1 財政に関する経営目標

財政に関する経営目標は、以下に示す通りです。

財政に関する経営目標	
○	使用料収入向上のため、下水道への接続を促進する啓蒙活動に努め、水洗化率を計画最終年（令和12年度末）に62.2%とすることを目指します。
○	運転資金として資金残高1.4億円を維持するとともに、適正な起債残高管理を行うことで、持続可能な下水道事業運営を実現します。

### 5.4.2 財源試算（資本的収入）

資本的収入は、資産取得のため確保する財源であり、「企業債」「負担金」「国庫補助金」「他会計補助金」があります。資本的収入として、令和3年度から12年度までの10年間で、約48.3億円を確保する試算としています。

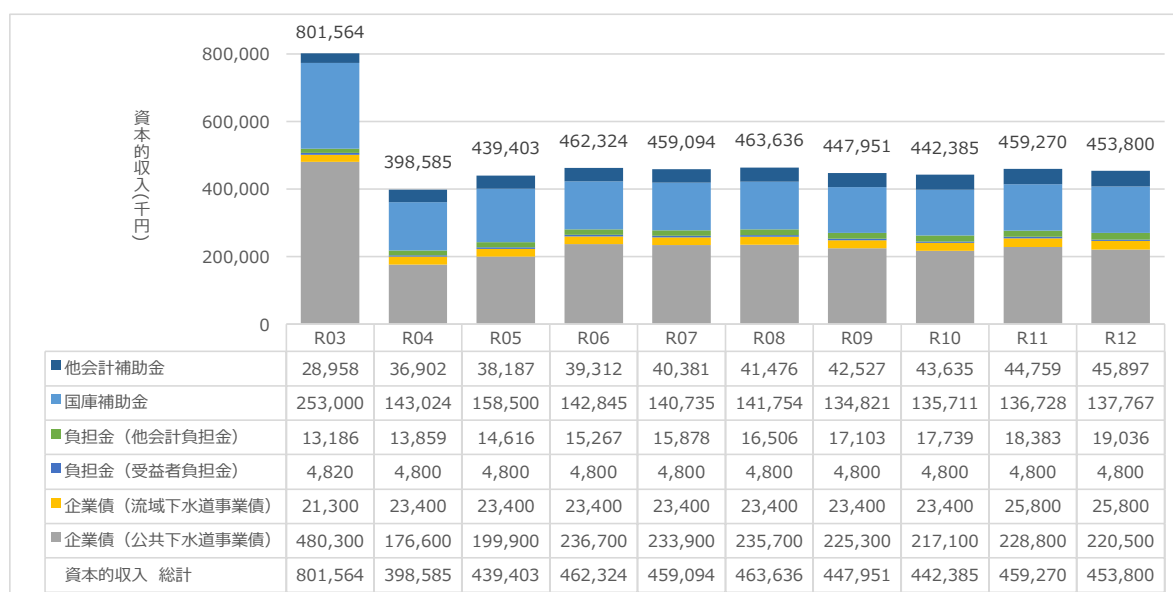


図 5.4.1 資本的収入の推移

各年度の資本的収入により、資産を取得する建設改良費は概ね賄うことが可能となります。

企業債の償還金は、使用料収入の他、減価償却費は現金支出を伴わない費用で企業内に資金が留保されますので、収益的収支から生じた財源を活用することで、資本的収支の不足額を補填します。

### 5.4.3 財源試算（収益的収入）

収益的収入は、主に「営業収益」と「営業外収益」に分けられます。

営業収益は、下水道事業の運営により得られる下水道使用料がこれにあたります。また、営業外収益は、下水道事業運営以外による収益で、一般会計負担金などがあたります。

収益的収入として、令和3年度から12年度までの10年間で、約33.7億円を確保する試算としています。

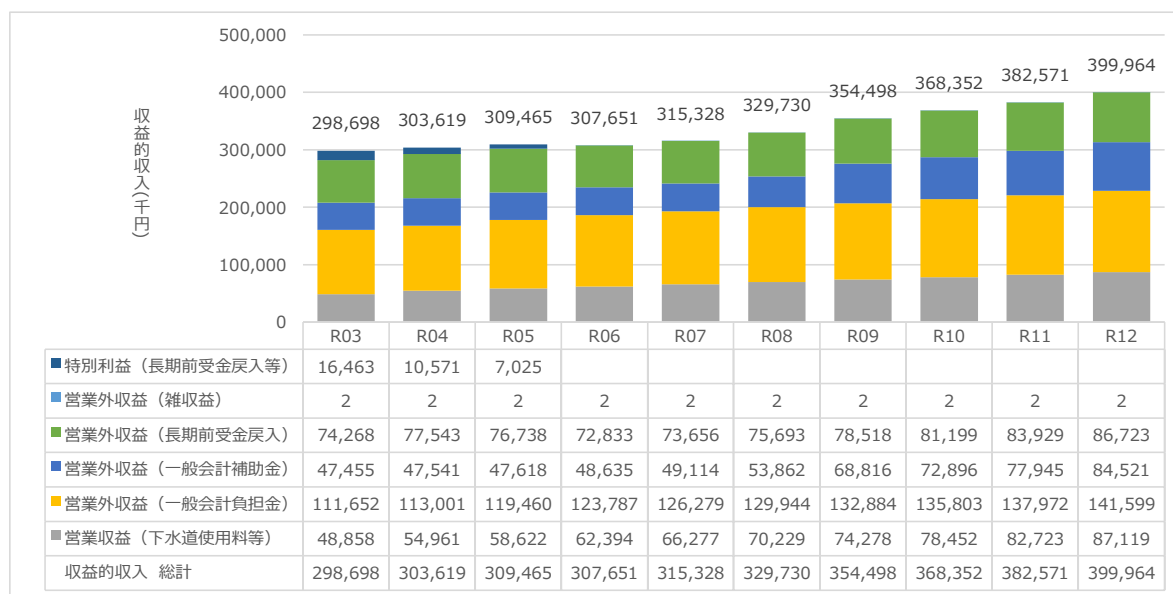


図 5.4.2 収益的収入の推移

## 5.4.4 一般会計繰入金

「収益的収入」及び「資本的収入」には、「他会計負担金」及び「他会計補助金」という科目で、一般会計からの繰入金が含まれています。

他会計負担金は、総務省の繰出基準に基づく下水道事業に対する負担金であり、一般会計との経費負担区分により得られる収入です。しかし、他会計補助金は、収支不足等による団体固有の基準外の繰入金であり、独立採算の運営を目指す公営企業としては、他会計補助金の受入れは本来望ましいものではありません。

しかしながら、本町の下水道事業においては、整備拡張による下水道普及率及び水洗化率の向上を目指している段階であり、事業全体を賄うだけの使用料収入を得られるような状況にはないため、引き続き他会計補助金の受け入れを見込んでいます。

他会計繰入金の受入額については、地方公営企業法の適用前より、元利償還金と人件費の総額を算定基礎とし、収支不足額については追加で受け入れる方針としていました。令和3年度以降も同様に、企業債の元利償還金と人件費の総額を基礎として積算し、収益的収支が不足する場合には、その不足分を追加で受け入れるように調整しています。

今後も建設投資が続きますので、各年度に発行した企業債の償還が積み重なることによって、一般会計繰入金の総額は年々増加していくことが見込まれます。

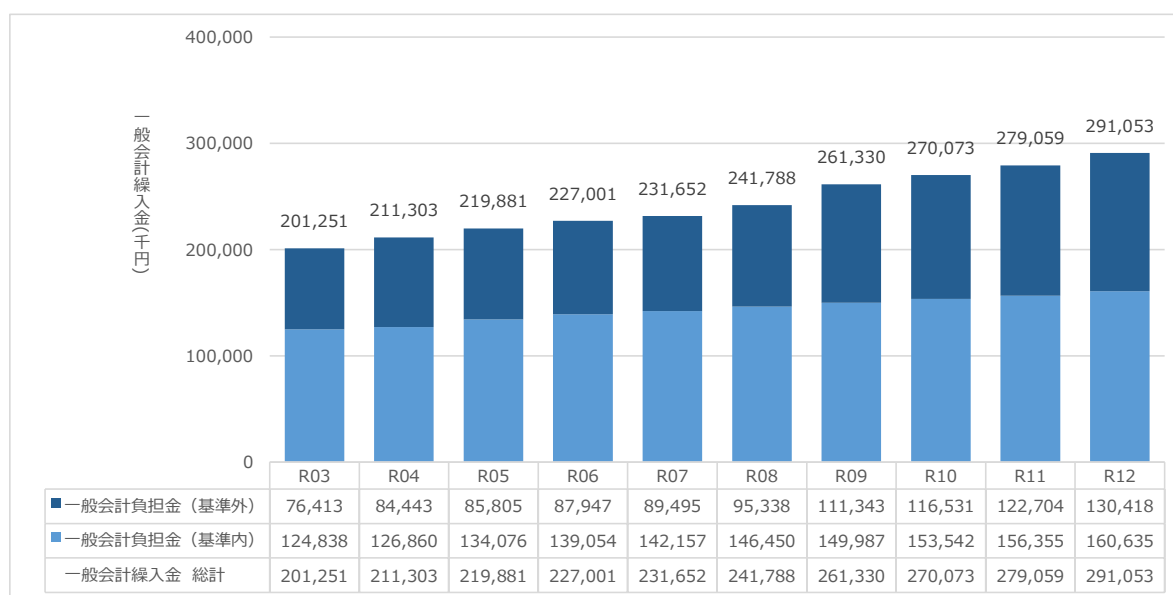


図 5.4.3 一般会計繰入金の推移

## 5.5 財源確保のための取り組み内容

### 5.5.1 企業債に関する項目

建設改良費の財源には、「国庫補助金」「受益者負担金」「企業債」等を充当しますが、企業債については、建設改良費に対する企業債発行額の過年度実績率をもとに算定しています。

本町の下水道事業は普及拡大期にあり、償還期間（5年据置後、25年償還）が終了する企業債はまだありませんので、令和3年度以降も投資財源として企業債を発行することにより、企業債残高は増加していきます。

今後は、「下水道普及率」及び「水洗化率」の向上により使用料収入の増加が見込まれ、施設整備によって減価償却費が増加することで補填財源も増加します。このため、資金的余裕が生じた場合には、優先的に企業債の新規発行額を減らし、補填財源を投資財源として利用することで、企業債残高が過大とならないよう管理し、将来世代へ過度な負担を繰り返さないように努めます。

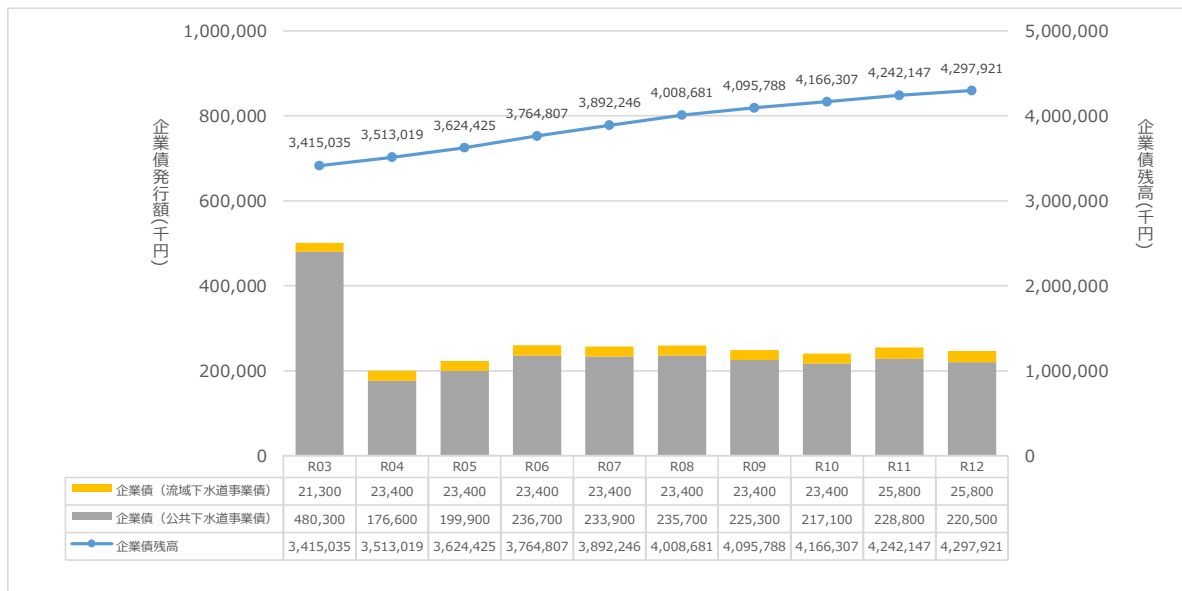


図 5.5.1 企業債の発行額と企業債残高の推移

## 5.5.2 資金に関する項目

本町では、令和2年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入しています。

公営企業会計では、独立採算という観点から、下水道事業単独の銀行口座を保有し、日々の資金管理を実施しています。そのため、口座には常に運転資金として一定額の資金を保有しておくことが必要であり、その財源として令和2年度に一般会計から出資金1.4億円を受け入れています。

しかし、下水道区域を拡大するため、一般会計から補助金を受け入れている状況であるため、下水道事業として多額の資金を保有することは本町全体を考えた場合適切とはいえません。また、資金不足が懸念されるような資金管理では、事業の健全性を保つことができなくなる恐れがでてきます。

このため、令和3年度以降の資金残高については、1.4億円の運転資金を維持していくことを目指します。

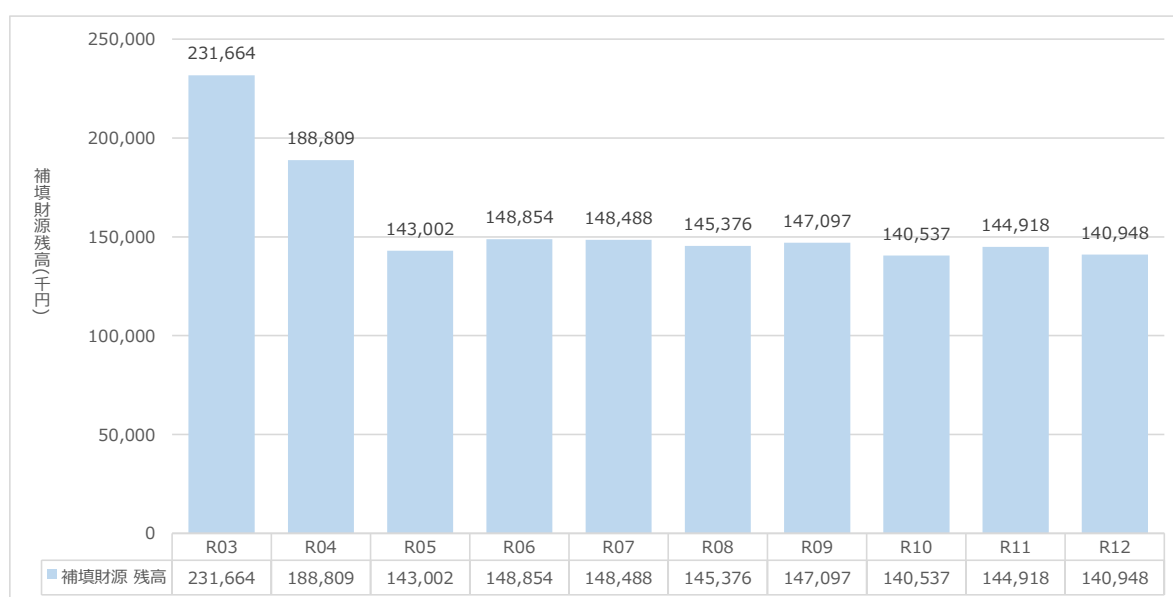


図 5.5.2 補填財源残高の推移

## 5.5.3 使用料に関する項目

本町においては、令和元年度末まで供用開始後 11 年間、消費税の増税を除き料金改定は実施していません。また、令和 3 年度から 12 年度までの 10 年間の推計においても、水洗化率の向上を図ることを優先し、料金の改定は見込んでいません。

しかしながら、今後も下水道整備を進めていく上で、供用開始後 50 年を経過する令和 41 年度頃には、整備投資の財源に加えて維持修繕の財源を確保していく必要がでてきます。

下水道事業としても、経費削減等の経営改善に取り組んでいきますが、町全体の財政健全化のため、一般会計繰入金に過度に依存することはできません。このため、継続的に下水道事業を運営していくため、安定的な財源を確保することを目的として、将来を見据えた使用料単価の改定について検討していきます。

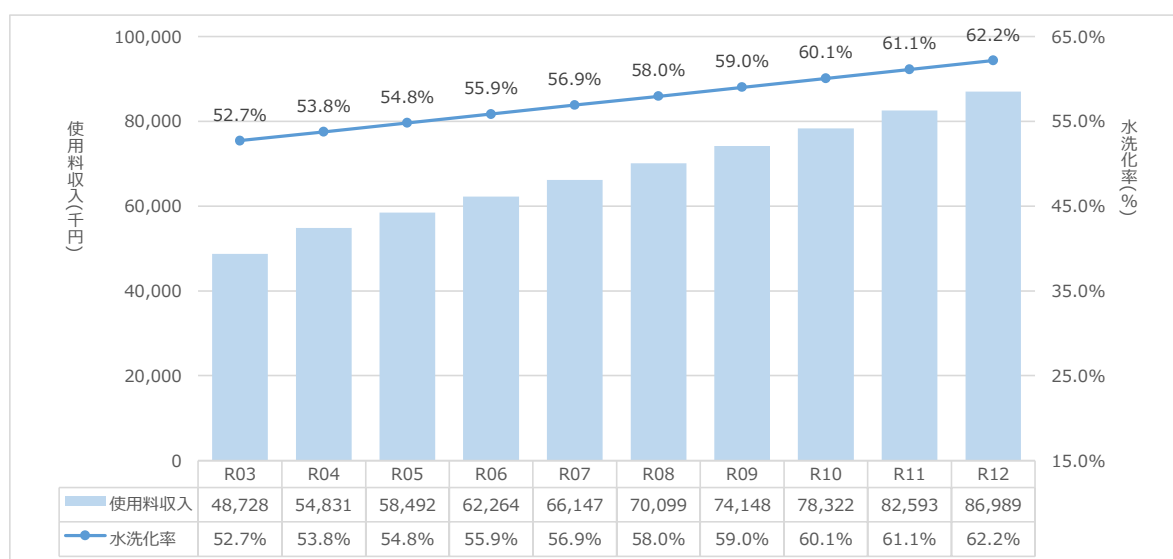


図 5.5.3 使用料収入と水洗化率の推移

## 第6章 経営戦略の事後検証、改定等

### 6.1 経営戦略の検証

今回、経営戦略で定めた「投資・財政計画」が、確実に実施できているかについて、毎年の事業実施状況について進捗管理を行っています。

経営戦略は、概ね5年毎に見直しを実施することになっています。このため、今回の計画策定から5年を経過した令和7年度を目途に中間見直しを行い、本計画の最終年度（令和12年度）には新たな経営戦略の策定を実施します。ただし、下水道事業を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合や、投資・財政計画と実績の乖離が大きくなった場合などは、5年を待たず、適宜・適切に経営戦略の見直しを実施することで、持続的な事業運営が可能となるよう取り組んでいきます。

また、事業の実施状況につきましては、本町のホームページ等を通じ、町民の皆様へ速やかに公表していきます。

### 6.2 継続的な事業実施

継続的に事業を実施していくため、業務改善手法であるPDCAサイクルを活用し、確実な事業実施に取り組んでいきます。

今回策定した経営戦略（Plan）に則り、事業を確実に実施（Do）していきます。事業実施の結果については、事業の進捗管理（Check）を行い、計画と実績に乖離が生じた場合などは必要な改善（Act）を実施していきます。また、事業環境の変化など、今回策定した状況から大きな変更が必要と判断される場合は、経営戦略の見直しを行います。

#### *Plan*【計画】

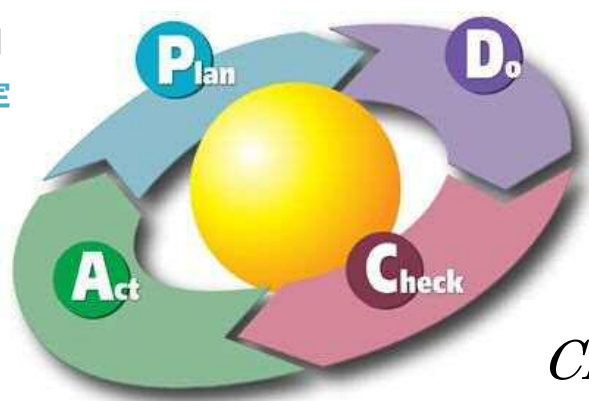
##### 経営戦略の策定

- 目標の設定
- 施策の策定

#### *Act*【改善】

##### 改善の検討

- 計画と実績の乖離対応
- 新たなニーズの発生



#### *Do*【実行】

##### 事業の実施

- 下水道整備の実施
- 既設管渠の効率的な運用

#### *Check*【検証】

##### 計画と実績の検証

- 事業の進捗管理
- 計画と実績の比較



## 参考資料（用語集）

### 【あ行】

#### おすいしよりげんか 汚水処理原価

汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量 1 m<sup>3</sup>あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。

（算式）汚水処理費用(公費負担分を除く)÷有収水量

#### おすいしよりひ 汚水処理費

下水道には雨水処理と汚水処理があり、汚水処理に要した費用を表す数値で、公費負担分を除くもの。汚水処理に投入される公費負担分については、国により基準が定められている。

### 【か行】

#### かんきよかいぜんりつ 管渠改善率

1年間に改築更新管渠延長が、総管渠延長に占める割合を示したもの。1年間にどれだけ管渠の老朽化対策を実施したかを見る指標。

（算式）改善(更新・改良・修繕)管渠延長÷下水道維持管理延長

#### かんきよろうきゆうかりつ 管渠老朽化率

総管渠延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを見る指標。高ければ高いほど、老朽化が進んでいることを示す。

（算式）一定（法定耐用）年数を経過した管渠延長÷水道維持管理延長

#### てれびかめらちゆうさ TVカメラ調査

マンホールから下水道管渠内にカメラを挿入し、管渠内の映像を地上のオペレータ室内のモニターに映し出し、管内状況を確認する調査方法。

#### きぎようさい 企業債

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

#### きぎようさいざんだかたいじぎようきほひりつ 企業債残高対事業規模比率

事業規模に比して企業債残高（一般会計負担分を除く）がどれくらいあるのかを見る比率。

（算式）企業債残高(一般会計負担分を除く)÷事業の規模(雨水処理負担金を除く)

**基準外繰入金**

一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。

**基準内繰入金**

一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。

**繰入金（繰出金）**

一般会計から下水道事業会計に繰り出される資金のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。

**繰出基準**

総務省により定められている、一般会計から地方公営企業にお金を繰り出す基準となる通知。

地方公営企業法第 17 条の 2 により、以下の経費は一般会計が負担するものと定められている。

- 1 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 2 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

**経営指標**

企業の経営状態や財政状況を様々な角度から分析するための切り口となる項目。

**経費回収率**

汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。

（算式）使用料収入 ÷ 汚水処理費用（公費負担分を除く）

**下水道普及率**

下水道が整備されている区域に居住する人の割合を示す指標。本経営戦略では、次の式で算定している。

処理区域内人口 ÷ 事業計画区域内人口 × 100

**減価償却**

地方公営企業法では、すべての資産をその耐用年数で均等に費用計上することとされており、費用計上することを減価償却という。また、その費用を減価償却費という。各資産の耐用年数（法定耐用年数という。）は地方公営企業法施行規則等で定められている。

## 公営企業会計

水道や下水道など、料金（使用料）収入を元に特定の事業を行うことは民間企業のような性質を持っているため、固定資産管理や複式簿記などの会計処理を行い、その会計方式を公営企業会計という。

会計方式の内容は「地方公営企業法」で定められており、地方公営企業法に従って会計処理を行う事業を「法適用」の事業、その他の一般会計の特別会計として会計処理を行う事業を「法非適用」の事業という。

## 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、下水処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもので、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠（地下にあるなど閉じた状態の管）である構造のもの。

## 国庫補助金

建設改良工事に対して投入される国費のこと。国に対し補助申請を行い、認められると補助金を受けられるが、国の予算の範囲内で他の事業体と共に配分されるので、要望通りに受けられないこともある。

## 【さ行】

### 資本的収支

企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。

### 資本費平準化債

企業債の一種で、施設の減価償却期間と企業債の元金償還期間が異なることから、企業債の元金償還資金が不足する場合があります。資金不足を補うために発行が認められているもの。

### 収益的収支

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。

### 処理区

下水道を流すことができる区域のこと。

### 処理人口

下水道を使用している建物に居住する人の数。

### すいせんかじんこう 水洗化人口

下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。

（算式）水洗便所設置済人口÷処理区域内の行政人口

### すとっくまねじめんと ストックマネジメント

下水道事業を持続的に運営するために、膨大な施設状況を把握し、長期的な施設の状態を予測しながら、すべての下水道施設を計画的かつ効率的に管理し、事業の最適化を図る手法。

## 【た行】

### ちようきまえうけきんれいにゆう 長期前受金戻入

固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益。

### とうねんどじゆんりえき 当年度純利益

1年間の事業活動によって得られた利益。貸借対照表では未処分利益剰余金に含まれる。

## 【は行】

### びーでいーしーえーさいいくる PDCAサイクル

継続的に業務を改善するための実行手法。具体的には、業務計画の作成（Plan）、計画に則った実行（Do）、実践の結果を目標と比べる点検（Check）、発見された改善すべき点を是正する（Action）の4つの段階を繰り返すことで、段階的に業務レベルを向上させることができる。

### びーびーびー びーえふあい PPP/PFI

PPPは「Public Private Partnership」の略で、官民連携事業の総称。PFIは「Private Finance Initiative」の略で、PPPの一種。

PFIはPFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

### ふくしきぼき 複式簿記

簿記において、全ての簿記的取引を、その二面性に着眼して記録していき、貸借平均の原理に基づいて組織的に記録・計算・整理する記帳法のこと。

### ふめいすい 不明水

本来見込んでいないにも拘らず下水道に流入する水のこと。

**ぶんりゅう**  
**分流**

下水道管の分類で雨水と汚水を別々の管で流すこと。

**ぶんりゅうしきげすいどう**  
**分流式下水道**

汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のこと

**ほうていたいようねんすう**  
**法定耐用年数**

地方公営企業法施行規則等で会計処理上の減価償却の期間として定められた年数。一例を挙げると、水道管は 40 年、下水道管渠は 50 年とされている。

**ほうてきよう**  
**法適用**

下水道事業には地方公営企業法を適用した事業と適用していない事業があり、適用した事業は法適用済と言われる。総務省から、すべての下水道事業について令和 5 年度末までに法適用することが求められている。

**ほてんざいげん**  
**補填財源**

資本的収支予算は、建設改良費、企業債の償還が主な支出であり、支出が収入を上回ることが多くみられる。資本的収支の不足額について、執行段階で資金不足とならないように、裏付けとなる財源を補てん財源という。

**【ま行】****むけいこていしさん**  
**無形固定資産**

貸借対照表に計上された無形資産で、営業権や特許権、電話加入権などがある。

**【や行】****ゆうけいこていしさん**  
**有形固定資産**

企業が営業活動に際して、長期にわたって使用するために所有している有形の資産。土地、建物、機械設備、船舶、車両、工具備品、建設仮勘定などから成る。有形資産でも通常は 1 年以内に消耗するような資産は含められない。

**有形固定資産減価償却率**

企業が保有する有形固定資産の償却がどれくらい進んでいるのかを表す指標。施設全体の老朽化の度合いがわかる。

（算式） 減価償却累計額 ÷ 償却資産の取得価格

**有収水量**

使用料徴収の対象となる水量。

**有収率**

総配水量に対する、料金徴収の対象となる水量（有収水量）の割合。

**【ら行】****流域関連公共下水道**

公共下水道のうち、汚水を流域下水道に排除するもの。

**流域下水道**

2 以上の市町村の区域にわたり整備された下水道。その設置や管理は下水道法により原則として都道府県が行うこととされている。

**流域下水道施設利用権**

流域下水道の施設を建設する費用を、流域下水道を利用する市町が利用割合に応じて負担する費用を利用権として設定したもの。

**流動資産**

現金、未収金、たな卸資産など、絶えず流動的に出入りする資産のこと。

**流動比率**

短期的な債務に対する支払能力を表す経営指標。100%以上あれば1年間に必要な資金がある状態といえる。

**流動負債**

一時借入金、未払金、1年以内に償還する企業債など、1年以内に支払う債務のこと。